

ヘイトクライム法

実践ガイド



Hate Crime Laws

A Practical Guide

Published by the OSCE Office for Democratic Institutions and
Human Rights (ODIHR)
Al. Ujazdowskie 19, 00-557 Warsaw, Poland www.osce.org/odihr

□ OSCE/ODIHR 2009

All rights reserved. The contents of this publication may be freely used and copied for educational and other non-commercial purposes, provided that any such reproduction is accompanied by an acknowledgement of the OSCE/ODIHR as the source.

この刊行物の内容は自由に使われ、教育および非商業目的で複製可能であり、原案として何らかの派生物が OSCE/ODIHR の承認を伴い提供可能である。

ISBN 978-92-9234-757-4

Designed by Nona Reuter

Cover image ©BilderBox Bildagentur GmbH Inside photographs ©Alamy Limited

Printed in Poland by Polygrafus Andrzej Adamiak

HATE CRIME LAWS ヘイト クライム法

A Practical Guide 実践ガイド

内容

序文.....	6
ワーキンググループ.....	8
ラウンドテーブル参加者.....	8
イントロダクション.....	9
1.ヘイトクライムに対する包括的アプローチ.....	10
2.何故このガイドが必要なのか？.....	10
3.このガイドの使い方.....	11
4.状況に合わせた立法.....	12
パート1.....	14
1.ヘイトクライムとは何か？.....	14
1.1 二つの要素.....	14
1.2 特徴.....	15
1.3 バイアス？それともヘイト？.....	15
2.ヘイトクライムを区別するのは何か？.....	17
2.1 人権と平等.....	17
2.2 被害者への影響.....	17
2.3 コミュニティへの衝撃.....	17
2.4 安全問題.....	18
3.なぜヘイトクライム法を持つのか？.....	18
3.1 実践的議論.....	19
3.2 理論上の議論.....	20
3.3 ヘイトクライム法は差別的？.....	20
4.関連した概念.....	21
4.1 ジェノサイド.....	21
4.2 反差別法.....	21
4.3 ヘイトスピーチ.....	22
5.国際的そして地域的な枠組み.....	23
6.結論.....	24
パート2.....	27
イントロダクション.....	27
1.方針上の問題点 1:実在の犯罪行為と罰則の強化？.....	28

1.1 実体犯罪	28
1.2 罰則の強化	29
1.3 解説	31
2. 方針上の問題 2:どの属性を含めるべきか?	33
2.1 何を保護属性とするのかの基準.....	33
2.2 除外された属性.....	35
2.3 最も一般的な保護属性.....	35
2.4 頻繁に保護される属性.....	38
2.5 稀に保護される属性.....	39
2.6 解説	39
3. 方針上の問題 3:動機を定義すること—敵意または差別的な選択?	41
3.1 敵意モデル	41
3.2 差別的な選択のモデル.....	42
3.3 解説	43
4. 方針上の問題 4:付き合いや交友関係、(誤)認識の問題	44
4.1 付き合いと交友関係.....	44
4.2 認識間違い	44
4.3 解説	45
5. 方針上の問題 5:どんな証拠が必要なのか、そしてどの程度の動機が必要とされるのか?	46
5.1 動機の証拠とは何か?.....	46
5.2 混ぜ合わさった動機.....	47
5.3 解説	49
6. 法律制定者に対するキーポイント.....	50
パート 3	53
OSCE	53
参加各国の為の ODIHR ヘイトクライムツールボックス.....	53
市民社会の為の ODIHR のヘイトクライムツールボックス.....	55
国際的かつ地域的な手段.....	56
書誌	57
政府機関、国際機関、NGO 出版物	57

序文

ヨーロッパ安全保障協力機構（OSCE）は、1975年に設立して以来、ヨーロッパにおける安全保障協力についての会議として、安全に対して包括的なアプローチをとってきた。そのため OSCE の業務は、安全保障における政治的・軍事的・経済的側面だけでなく人的側面も含んでおり、そこには人権と基本的自由の保護、法の支配と民主制度の促進、そして寛容と非差別を含む。ワルシャワに設置された民主制度と人権の為の OSCE の事務局(ODIHR)は、主として人的側面に含まれている問題に関わっている。

社会の中の特定のグループに向けられた不寛容によって動機づけられた犯罪はヘイトクライムと見做される。その様な犯罪は、社会を分断し暴力と報復の連鎖を作り出す可能性があり、そのため積極的な対応が必要である。

2003年12月にマーストリクトで開かれた閣僚理事会^(※1)において、OSCEの参加各国は集団的にヘイトクライムがもたらす危険を認識し、その様な犯罪と闘うことを約束した。続いて、OSCE 参加各国は、ODIHR にヘイトクライムに取り組む権限を与える多くの決議を承認した。^(※2)参加各国は「必要に応じてヘイトクライムに対する扇動や基づいた差別を禁じる法令を制定もしくは増強することを考慮する」ことを確約した。^(※3)このガイドはそうしたコミットメントを実施する場合に、各国を支援するためのツールとして開発されてきた。

ヘイトクライム法は重要である。偏った動機を明白に非難することで、各国は犯罪者に対し、公正かつ人道的な社会はその様な振る舞いに寛容ではないというメッセージを送るのだ。被害者に加えられた被害を認識することで、それらは個々の被害者とそのコミュニティに対して、刑事司法制度が彼らに保護を提供することの理解をもたらす。

法律— 殊に刑法は—社会の価値を示すものである。ヘイトクライム法は、平等の社会的価値を示し、それらの価値の発展を促進する。

しかし、このプロセスは法律が実際に施行された時のみ発生しうる。もしヘイトクライム法が使われなければ、それは、全ての法に対する尊重を減じ、法の支配を弱める。

ヘイトクライムに対応する有効なヘイトクライム法は、如何にヘイトクライム法が実際に機能するか、立案の選択がその法律を理解し使役しやすいものにするかどうかについての熟慮が必要である。それ故、このガイドは一貫して履行した法令をリンクする。

このガイドが有効な法令の設定における実践的なツールとして役に立つことが望まれる。各国は ODIHR の支援を受けて、このガイドを翻訳し、広く拡散するように促される。ODIHR は、新しい法案を起草しようと望む、もしくは既存の法律を見直している国々に対して、このガイドをベンチマークとして使うよう、支援を提供し続ける。このガイドの起案作成は、OSCE 地域内の多くの様々な法制度に対するその妥当性を確実にする必要性から形成された。作業方法は、広く様々な歴史、伝統そして法的枠組みによって、そしてそれらの共通要素を同定して開発された。このことは、ヘイトクライム法のあるなしに関わらず様々な国々からの法律専門家のワーキンググループを第一に作り上げることにより達成された。そのワーキンググループは、ガイドの範囲と内容を議論し、その草案に詳細な解説を提供した。加えて、OSCE の様々な国々からの法律専門家たちは、ラウンドテーブルに参加したり、草案をレビューしたりすることで、彼らのコメントを寄稿し、一般的にそのプロセスに入力するために招かれた。これらの専門家たちは様々な専門分野から選ばれ、そして、訴追者、裁判官、NGO メンバーそして方針策定者として、専門的に関わった。このプロセスは、草案が多くの異なる視点から精査されることを確実にするのに役立った。

※1:OSCE 閣僚理事会決議 N0.4/03、2003/12/2 マーストリクト

※2:閣僚理事会決議 N0.12/04、「寛容と非差別」ソフィア、2004 年 12 月 7 日。常任理事会決議 N0.607、「対反ユダヤ主義闘争」、No.621「寛容とレイシズム、外国人恐怖、差別との戦い」<www.osce.org/mc/documents.html>

※3:常任理事会決議 No.621「寛容とレイシズム、外国人恐怖、差別との戦い」<www.osce.org/mc/documents.html>

謝辞

このガイドは、OSCEの民主制度と人権の為の事務局（ODIHR）によって用意され、刑法専門のコンサルタントであるアリソン・ジャーノウによって共同執筆された。

ODIHRは、このプロジェクトに参加し、自分の時間を気前よく割いてくれた全ての人々に感謝する。またワーキンググループのメンバーにはさらなる感謝をささげたい。

このガイドの出版は、オーストリア並びにドイツ政府が快く協力してくれたことで実現された。

ワーキンググループ

ポール・ルジャンドル - ヒューマン・ライツ・ファースト(米)

アスマン・インセグル博士 - イスタンブール・ビルジ大学 (トルコ)

マイケル・リーバーマン - 反中傷同盟 (米)

アリーナ・プラータ - ルーマニア司法省

アンドレアス・ステグバウアー博士 - 判事 (独)

アレグサンダー・ヴェリコフスキー - SOVA 情報分析センター(露)

ラウンドテーブル参加者

政府関係者

オーストラリア連邦ヨーロッパ統合外務省と内務省、アゼルバイジャン検察省、ボスニア・ヘルツェゴビナ治安省、クロアチア検事局と外務省、チェコ共和国内務省、ハンガリー司法警察省、ラトビア内務省、リトアニア内務省、オランダ司法省

非政府組織

チェコ共和国—ミロスラフ・マレス (マサリック大学)、スロヴァキア—開かれた社会基金、ベルギー—機会均等と反レイシズムセンター、国際検察連合—エリザベス・ハウエ、欧州基本権機関

イントロダクション

ヘイトクライムは不寛容の暴力的な兆候であり、直接の被害者だけでなく、その被害者が帰属するグループにも深い衝撃を与える。それらはコミュニティの絆と社会の安定性に影響する。それ故、活発な対応は個人と共同社会の安全の両方に対して重要である。

ヘイトクライムは他のタイプの犯罪と、加害者の動機によって区別される。動機は通常、犯罪の基本要素の証明として不適切であるので、犯罪の真の理由を明らかにするために十分詳細に調査されることは稀である。もし、司法システムが「ヘイトクライム」の概念を使わなければ、動機は犯罪の主要な要素として認識されず、ヘイトクライムの存在は、それ故不可視のままとなるだろう。

実際のところ、ヘイトクライムは、多かれ少なかれすべての国々で起こっている。^(※4) 有効なデータ収集メカニズムを持つ国々は通常、有効なデータ収集システムを持たない国々と比べてより高いレベルのヘイトクライムを示す。しかしながら、これらの国々で、社会観察や非政府組織、他の監視者からのデータは、存在するシステムによってそれらが検出され取り組まれてきていないという問題があることを示しうる。

各国がヘイトクライムに取り組む個別の法律を通過させていようといまいと、これらの犯罪は実際発生し、被害者と被害者のコミュニティに重大なインパクトをもたらす。もし警察や検察、判事がこれらの犯罪に対して理解し効果的に対応すること訓練を受けることができるなら、ヘイトクライムによって引き起こされる被害は減らすことができるだろう。

ヘイトクライムのために罰則強化する法律を持つ OSCE の多くの国々があるとはいえ、それらの使用は矛盾も多い。明確で具体的かつ簡単に理解出来る法律は、司法関係者がそれを使う見込みを高めるだろう。加えて、効果的な法律が存在するところでは、彼らはケースを判別しデータを収集する枠組みを作り出す。法律はヘイトスピーチの問題に対する回答の一部に過ぎないが、他のツールと組み合わせれば、社会的態度の変化に対する強力な触媒となりうる。

1.ヘイトクライムに対する包括的アプローチ

ヘイトクライム法は、国々がヘイトクライムとの戦いに使うことのできる数あるツールの中の一つに過ぎない。

偏見に動機づけられた暴力と戦うための包括的国家プログラムには、教育や福祉、トレーニングなどを含む、他の多くの側面がある。

具体的な手順は以下のようなものを含むだろう。

- ヘイトクライムの調査法、被害者のケアの仕方、事件を告訴する方法について司法職員を訓練する。
- その様な犯罪がヘイトクライムとして訴えられているかどうかにかかわらず、偏見による動機をもつ犯罪についての正確なデータを収集すること。
- 公民的反差別法において救済を規定する。
- ヘイトクライムと差別の被害者を支援する権限を持つ反差別組織体を設立する。
- コミュニティ群と心を通わせ、被害者が自信を持って犯罪を報告できるような、司法とコミュニティグループとの関係を育成すること。
- 加えて、一般大衆（特に若者達）に寛容と被差別について教育する。

ODIHR はこれらの活動のそれぞれについて、国々を支援することが可能なツールを提供し、ヘイトクライム法を有効化する手助けをする多くの方法を援助することが出来る。現行の支援プログラムの詳細は、パート3の「参加各国の為の ODIHR のヘイトクライムツールボックス」と「市民社会の為の ODIHR のヘイトクライムツールボックス」の中に含まれる。

2.何故このガイドが必要なのか？

ヘイトクライムに対して対応を改善するよう促す、多くの、そして様々な国際的・地域的な手段がある。そのような犯罪に取り組む法律は、立法上の選択の実際的な結果の理解を伴って起草されなければならない。しかし、この領域で法律を修正または見直したい国々には参考となる資料が少ない。

このガイドの目的は、各国に簡潔で明快かつ理解しやすい文書の範囲で、ヘイトクライム法規制法案を起草するための基準を提供することだ。良い実践が強調され、リスク鑑定される一方で、慣例によるアプローチは避けられてきた。ヘイトクライムはその社

(※4:「OSCE 地域のヘイトクライム：事件と対応の年次報告書」(OSCE/ODIHR 2008) <<http://tandis.odihr.pl>>とレイシズムと不寛容に対する欧州共同体 (ECRI) の各国の監視報告書<http://www.coe.int/t/e/human_rights/ecri/1-ECRI/2-Country-bycountry_approach/default.asp#TopOfPage>を参照。)

会的背景に対して明確なものであり、立法はそのことを認識しなければならない。加えて、国家の立法上の伝統は、選択肢の草案に影響を及ぼすだろう。

これらの要因に照らして、このガイドは以下のことを行う。

- 立法者により取り込まれるべき主要な問題を提示する。
- 様々な国々によって為された草案選択の例を示す。
- 様々なアプローチの隠された意味についての論評。
- 問題群についての推奨を行う。(もしそのような推奨が十分に一般的または基本的に有用であるならば)
- 与えられた情報を補足できるさらなる資料の詳細を提供する。

このガイドは、新しい立法を制定したい若しくは現在の法律の見直し改善を行いたい国々の手助けとなるだろう。

ヘイトクライムと戦う法律制定の重要性を認識して、(OSCE の) 参加各国は・・・適切などころで、その様な法律の見直しと起草における ODIHR の支援を求めるだろう。—閣僚理事会決議 N0.4/03 マーストリヒト 2003

3.このガイドの使い方

法律の専門用語の使用は避けられないが、このガイドは法律の専門家によってのみ使われ理解されるように書かれたわけではない。方針策定者や、司法関係者そして他の関心のある人々によって、参考になるであろうことが望まれる。

- パート 1 はヘイトクライム法に対する理論的解釈を提示し、キーとなる問題を紹介する。多くの問題は簡潔に概説されているだけである。というのは、それらはパート2で詳細に議論されるからである。
- パート 2 国家の実践の例と共に、法律の起草に焦点を当てる。決定がもたらす結果についての説明を伴って、起草者たちにとってのキーとなる方針上の問題を提示する。推奨するものの要約はパート2の最後に示す。
- パート 3 関心のある読者たちによるさらなる読解を可能にするために、資料のリストを提供する。可能であれば、オンラインと印刷資料の両方を提示する。

このガイドは、読者の一部にとっては、この問題のいかなる先行する知識も仮定するものではなく、そしてヘイトクライムについての学術的議論の包括的な論評を提供することを狙ったものではない。

然しながら、読者がそれらに対する一般的な議論を把握するように、そのような法律の本質、目的、そして理論的解釈についてのキーポイントの概観を与える。

4. 状況に合わせた立法

このガイドは、国家の経験に根差した法規制を作り出す必要を再三強調している。包括的かつ広範な公の討論に基づいて法律が作られるとき、これはもっとも効果的である。これについて、「公」は学術と大衆の両方の議論を含むべきである。これは討論の表現を向上させ、またそれ自体を態度について変革させうる。更にまた、市民社会の代表達との対話や議論は、「誰が最も一般的な被害者か?」「被害者が直面する正義（公正さ）を獲得することに対する障壁は何なのか?」「犯罪が行われることの本質は何か」のような実際的な問題に対して異なる視点を持ち込むことができる。

その様な情報は追及している社会的ゴールを明らかにすることにより、立法の進展を豊かにすることが出来る。ODIHR は、ヘイトクライム法の起草や改正の準備をする際に、市民社会の知識と専門性を利用するように立法者たちに促す。この種の会話の重要性は、その他の良質な立法上の技術の要素と同様に、国際的議会組合と経済協力開発機構の様な国際組織によって作成された実用ガイドにおいて述べられている。^(※5)

(※5: 「21 世紀の議会と民主主義：良い実践へのガイド」、国際議会組合<<http://www.ipu.org/dem-e/guide/guide-1.htm>> ; 「中央及び西ヨーロッパにおける法律の起草と規制管理」、シグマペーパーNo.18,1997<http://www.sigmaxweb.org/pages/0,3417,en_33638100_33638151_1_1_1_1,00.html>.)

パート 1

ヘイトクライム法を理解すること



Part I

Understanding Hate Crime Laws

パート 1

1.ヘイトクライムとは何か？

ヘイトクライムは偏見による動機を伴って行われた犯罪行動である。ヘイトクライムを他の犯罪と分けるのがこの動機である。ヘイトクライムは一つの特別な犯罪行為ではない。それは、威嚇、脅迫、器物損壊、暴行やその他何らかの犯罪行為のなかのひとつかもしれない^(※6)。

(※6)多くの国々では、犯罪とより重大でない違反行為（例えば軽犯罪の様な）を区別しており、それらは様々なやり方で記述されている。このガイドでは、「犯罪」は、全ての刑法の条文（に示されるもの）を意味する。よって行政上の違反行為はそれ故除外される。

「ヘイトクライム」や「バイアスクライム」といった用語は、それ故に、刑法内の特定の犯罪よりも、犯罪のタイプを示すものである。バイアスや偏見を理由にした処罰がない国で、ある者がヘイトクライムを犯すかもしれない。その用語は、法的定義よりもむしろ概念を示している。

1.1 二つの要素

ヘイトクライムは常に二つの要素を含む。**偏見による動機**を伴って行われた**犯罪行為**。

ヘイトクライムの第一の要素は、通常の刑法の下で犯罪を構成する行為がなされたこと。この犯罪行為は、このガイドでは「ベースオフense」と呼称される。国ごとの条文には細々とした違いがあるので、犯罪となる行為の種類に何らかの相違がある。しかし、一般的に、殆どの国々では、同種の暴力行為を犯罪としている。ヘイトクライムは常にベースオフenseが発生したことを必要とする。ベースオフenseが無ければ、ヘイトクライムもないのだ。

ヘイトクライムの第二の要素は、犯罪行為が特定の動機(このガイドでは「バイアス」と呼ぶ)を伴って行われることだ。偏見の動機というこの要素が、ヘイトクライムと一般の犯罪を区別するものである。これは、加害者が犯罪のターゲットを何らかの保護属性によって意図的に選ぶことを意味する。

- 標的は、一人または複数の人物かもしれず、または特定の性質を共有するグループと関連付けられた物かもしれない。
- 保護された属性とは、「人種」、言語、宗教、民族、国籍又は他の何らかの類似の共通要素の様な、グループで共有される特徴である。

どの属性がヘイトクライム法に含まれるべきかは、それぞれの国の歴史や状況を考慮に入れて解決しなければならない複雑な問題である。この問題は、立法者にとって最も

重要な方針決定の一つである。法律にどの保護されるグループを含めるかを定めることに対する基準は、第2部「方針質問2：どの特性を含めるか」で詳しく説明する。

仮定の例

ヘイトクライムはどの様に見えるか？

学校が火事になった。警察は当初それが単純な放火であると判断した。しかしながら、その学校の生徒は主にロマの子供達によって占められており、調査により学校には「ロマは出て行け」のような反ロマスローガンによる落書きの報告がされていることが明らかになった。

犯人達は捕まり、放火と落書きについて認めている。彼等は、自分達の領域から「エイリアン」を「浄化する」という願望に突き動かされたと言っている。この場合のベースオフェンスは放火である。しかし、バイアスモチベーション（偏った動機）は、「人種」や民族に基づいて、この犯罪をヘイトクライムにする。

1.2 特徴

ヘイトクライムは犯人の動機だけでなく、犠牲者に与える衝撃によっても、通常の犯罪と異なる。犯人は犠牲者を彼または彼女の属する集団によって選ぶ。このことはその様な集団のメンバーであれば誰でも良いということを暗示する。他の多くの犯罪行為の犠牲者と異なり、ヘイトクライムの犠牲者達は、彼らが誰であるかより、彼らがどの様な集団を代表しているかに基づいて選ばれる。その犯罪行為によって、直接の犠牲者だけでなく、その犠牲者がメンバーであるより大きなコミュニティにも、メッセージが伝えられる様に意図されている。従って、それらヘイトクライムは時として象徴的な犯罪として示される。

ヘイトクライムは、個人的な特性に基づいて犠牲者と犠牲者なコミュニティを脅かすように設計されている。その様な犯罪は犠牲者に、「お前らは歓迎されない」というメッセージを送る。つまり、それらの犯罪が社会への完全な参加に対する犠牲者の権利を否定する効果を持つ。それらはまた、属性を共有するコミュニティのメンバーに、「お前らは馴染まない」とか「同様に標的になりうる」というメッセージを送る。ヘイトクライムは、それ故に、社会の構造にダメージを与え、コミュニティを分断しうる。

1.3 バイアス？それともヘイト？

字義通りにとると、「ヘイトクライム」や「ヘイト動機」は誤解を招くかもしれない。憎悪を動機とする多くの犯罪行為はヘイトクライムに分類されない。例えば、殺人はしばしば憎悪を動機とするが、それらは犠牲者が保護属性によって選ばれないかぎり「ヘイトクライム」ではない。逆に、犯人が特定の犠牲者に対して「憎悪」を感じない犯罪は、依然としてヘイトクライムと見做すことができる。憎悪は非常に明確で強烈な感情的状態であり、それはほとんどのヘイトクライムを適切に描写しないかもしれない。

ヘイトクライムは多くの様々な理由で行われる。

- 加害者は恨みや嫉妬、仲間に認められたいなどの理由で行動するかもしれない。
- 加害者は個々の標的について何の感情も抱いていないが、標的が属するグループについて悪意のある考えや感情を持っているかもしれない。
- 加害者は、自分自身がそうだと思うグループ以外の全ての人々に対して悪意を感じるかもしれない。
- さもなければ、より抽象的なレベルにおいてさえ、標的は単に加害者が敵対する思想（例えば移民のような）を代表するだけかもしれない。

標的に対する憎悪がないにも関わらず、これらの動機のいずれかが、上記のパラグラフ 1.1 に示された二つの要素が存在すれば、事件をヘイトクライムとして分類するのに十分である。

注目事例:モスクへの攻撃（米）

モスクはアルカイダを象徴する。

2001年の9月13日、アメリカのシアトルで、マイケル・カニンガムはモスクを破壊しようとして、自宅からモスクへ25マイル運転し、外に止まっている二台の車にガソリンをぶっかけ、火をつけようと試みた。礼拝者達に見つかって、カニンガムはピストルを抜き、彼らを撃ったが、負傷者は出なかった。警察は、カニンガムが9.11テロの怒りから行動したことを突き止めた。

「ヘイトクライム」という用語は一般化したがる、その用法は概念上の誤解を招く可能性がある。この為、本ガイドでは「ヘイト」よりむしろ「バイアス」という単語を用いる。バイアスはヘイトより広い意味を持ち、そしてバイアス動機（偏見による動機）は、個人的特性の為に偏見の何らかの形のみを必要とする。バイアスは個人や特性や考えに関して感じられうるかもしれない。（被害者がその特性や考えを象徴するところでは）

注目事例:テオ・ヴァン・ゴッホ殺人（オランダ）

ヘイトクライムの加害者は「憎悪」を感じることを否認する。

テオ・ヴァン・ゴッホはオランダでは著名な映画監督だった。彼はイスラム教を痛烈に批判する映画や声明を出していた。2004年の11月2日、ムハンマド・ボウイェリは路上で彼に近づき、8回発砲し、ナイフで攻撃した。2振りのナイフが彼の胴体に刺しこまれ、一つは彼の体に5ページのノートを刺し留めていた。

法廷でボウイェリは、彼が被害者を憎んでいなかったと述べ、この殺害は彼の信念によって動機づけられたと述べた。「私は純粋に自分の信念からやったのだ。私はあなた方に、私は信念に基づいて行動したのであり、彼がオランダ人であるとか、私がモロッコ人で非難されていると感じたから彼の命を奪ったのではない事を知ってほしい。」彼は殺人の有罪判決を受け、終身刑となった。

バイアスによる加重は適用されなかった。動機の問題は法廷では全く考慮されなかったのだ。

ヘイトクライム法を準備する時、立法者の選択の草案作成は、法が加害者は「憎悪」を感じたかを要求するかどうかを決定することになるだろう。パート 2 では、「方針上の問題点 3:動機を定義すること-悪意、それとも差別的選別？」に基づいて動機に関する様々な起草選択の結果について詳細な議論を行う。

2. ヘイトクライムを区別するのは何か？

上で述べたように、ヘイトクライムは加害者が被害者とその社会に属する権利についてメッセージを送るという点で特殊である。これは、ヘイトクライムが他の犯罪と区別され、異なる法的アプローチを正当化する結果となることを意味する。

2.1 人権と平等

ヘイトクライムは社会の構成員の平等という理想に反する。平等規範は、完全な人間の尊厳を達成し、全ての人々が自身の全ての可能性を実現する機会を与えることを目指す基本的な価値である。平等規範の状態は、人権文書において、その絶えざる反復により証明される。国連人権宣言の第 1 行目は、「人類の全構成員の平等かつ譲る事のできない権利と生来の尊厳の認識」を示している。それは、ほとんどの国連人権文書と、世界中のほとんど全ての国の主要憲法文書で繰り返されるテーマである。ヘイトクライムによるこれらの価値と規範の侵害は、重大な現実的かつ象徴的なインパクトを持つ。

閣僚理事会...人権と基本的自由の民主主義と保護は寛容と非差別の基本的な保護手段であり、逆に寛容と非差別は人権の保護において重要な要素であると反論する... — OSCE 閣僚会議決定
No.6, Porto, 2003

2.2 被害者への影響

個人のアイデンティティを標的とする事で、ヘイトクライムは普通の犯罪より大きな害をもたらす。直接の被害者はより大きな心理的被害を経験し、不安を高めるかもしれない。というのは、彼または彼女は、自分を被害者たらしめる特徴を変える事が出来ないからだ。ヘイトクライムはその被害者に深刻な心理的影響を及ぼし、鬱や不安の原因となる^(※7)。

(※7) 「今日のヘイトクライム:現代風の装いをした太古からの敵」、1998 年のアメリカ心理学会の論文。
<http://209.85.135.104/search?q=cache:qH0Gi3CfCR0J:www.apa.org/releases/hate.html+hate+crimes+impact+AMerican+Psychological&hl=en&ct=clnk&cd=1&lr=lang_en>.

2.3 コミュニティへの衝撃

被害者の特徴を共有するコミュニティもまた、脅かされ、脅迫されるかもしれない。標的とされたグループの他のメンバーは、将来の攻撃の危険にさらされると感じるだけでなく、あたかも彼等自身が被害者であるかの様に攻撃を経験するかもしれない。これらの効果は、コミュニティが歴史的に差別の被害者であった場合、増大するかもしれない。

特定のグループに対する差別の社会的受容は、ヘイトクライムを増加させる重要な要素である。従って、ヘイトクライムは過半数の人口のメンバーに対しても行われるかもしれないが、それは不釣り合いなヘイトクライムの犠牲者である最も疎外されたコミュニティである。従って、その様なグループに関して、強いヘイトクライム法を採用し執行することは、特に強い象徴的価値がある。

2.4 安全問題

ヘイトクライムは、深刻な安全上のそして公共の秩序の問題を引き起こすかもしれない。ヘイトクライムは通常の犯罪行為に比べ、はるかに広い範囲の人々に影響を及ぼす。そして社会的分断や市民の不安を引き起こす可能性がある。社会的緊張を創り出したり、既存のそれを強調することによって、これらの犯罪は社会全体と被害者の間に分断をもたらす効果がある。ヘイトクライムはグループ間の既存の緊張を悪化させ、民族間の、または社会的な不安を醸し出す役割を果たす。内部紛争においては、蔓延するヘイトクライムは、通常、段階的拡大の様相を伴う。民族、国家、宗教団体の間の関係が既に過敏な状況では、ヘイトクライムは爆発的なインパクトを持つ。

注目事例:コンドボガ暴動 (ロシア)

酒場のケンカから民族暴動まで。

ロシアのカレリア共和国のコンドボガの街で、2006年の8月29日の夜から30日にかけて、カフェでの小規模な戦闘の後に、二人の少数民族のロシア人が殺されたチェチェン系の暴力団による攻撃があった。三日間の暴動により、チェチェンとアゼルバイジャン系の人々の所有するカフェや露店そしていくつかの店が破壊された。何千人もの人々が、非ロシア人達の追放を要求して街頭に立った。他の都市からも何人かの極右活動家がこれらのイベントに参加するために街にやって来た。

チェチェン人世帯は暴動がひどく続いたので逃亡や避難をした。国家議会は事件の正式な調査を求めたが、その地方の市長が暴徒達の要求に応じ、街での全てのチェチェン人の身分証明書のチェックと書類が適切でない者を追放する事に同意した。暴動に参加した十二人のロシア人が、私有及び公共の財産を損壊したとして、有罪となり、三年の執行猶予を受けた。

「OSCE 地域におけるヘイトクライム:インシデントと対応」2006年度 OSCE ODIHR 年鑑 20 ページ; クレア・ビッグ、2006年9月6日、ラジオ・フリー・ヨーロッパ; 「人種差別主義の暴徒が刑務所入りを免れる」2007年11月2日ロシア・トゥデイ紙 “Hate Crimes in the OSCE Region: Incidents and Responses”, Annual Report for 2006, OSCE ODIHR p. 20, <<http://tandis.odihp.pl>>; Claire Bigg, 6 September 2006, Radio Free Europe, <<http://www.rferl.org/content/article/1071116.html>>, “Racist Rioters Escape Jail”, 2 November 2007, Russia Today <<http://russiatoday.ru/news/news/16374>>.

3.なぜヘイトクライム法を持つのか?

もしヘイトクライムが他の犯罪の様に扱われ、特殊なカテゴリとして認識されないとしたら、ヘイトクライムが適切に扱われないケースが生じる。これは、捜査官が被害者の言うことを信じないとか、バイアスのかかった動機の申し立てを適切に調査しないとか、検察官が罪を告発するときに犯行を最小化するとか、法廷が加害者の動機に対して刑罰を増やす権限を適用しないとかの形で明らかになる。

ヘイトクライムは真空中では起こらない。それらは、暴力的な偏見の表明であり、より広いコミュニティに浸透している可能性がある。ヘイトクライムの捜査、訴追、処罰が不十分であれば、特定のパターンが現れる事がある。犯罪が烙印を押された集団のメンバーである個人に対して行われる場合（例えば、もしその集団がステレオタイプの犯罪に関わっていると思われる場合）、このことは被害者側に何らかの非がある様に描写することにより、捜査に影響を及ぼしうる。

影響を受けたコミュニティが、司法当局の対応に幻滅するようになることは、その様な事件を訴え出ることをほとんど無くしてしまう。対照的に、基礎と判決がバイアスのかかった動機を考慮する場合、その様な公的な承認は被害者が、自身の経験が完全に認識されている事で安心させられる。今度は逆に、これが、そのコミュニティのメンバーにヘイトクライムが罰せられないままにいる様なことはないという信頼をもたらす。ヘイトクライムの社会的非難を立法化することは、影響を受けたコミュニティにとって重要であり、司法制度への信頼を築くのに役立つ、それ故に社会の亀裂を修復することが出来る。

3.1 実践的議論

ヘイトクライム法令の通過の実際的な効果は意義深いものとなりうる。理想的には、法令は政府、司法当局の権威者たちと社会全般の間での議論の後で通過させられる。これは、その犯罪の本質と範囲の認識を高め、焦点を絞るのに役立つ。法令通過のプロセスは、それによりヘイトクライムに対する対応と認識を改善させうる。

一旦制定されたら、ヘイトクライム法の施行は、警察と検察官、そして判事のスキルと知識を鍛える専門的なトレーニングを必要とする。これは、ヘイトクライムに対する司法対応の改善につながる。

ヘイトクライム法の存在は、データの収集をより効果的にし、より深い理解と警備情報をもたらし、リソースが適切に配分されることを可能にする。ヘイトクライム事例が確認された時に、問題の本質と対応の効果がより明確になり、最も必要とされるエリアにトレーニングとリソースの配備が認められるようになる。

改善された司法の対応は、影響を受けたコミュニティからの信用を高める。これは、さもなくば警察に警戒しているかもしれないコミュニティからの情報と協力をもたらす。これは、ヘイトクライムに関してだけでなく、警察がコミュニティの援助を必要とする他の問題に対しても、より多くの捜査が完遂されることに繋がる。

従って、法令は認識を深め、より良い調査を可能にする。それは同様にして、より効果的な実践と警察とコミュニティの関係の改善につながる。

3.2 理論上の議論

ヘイトクライムに追加刑罰を科すことを正当化する三つの主要な主張は以下の様なものである。

第一に、法令の象徴的価値は、バイアスに基づく犯罪の社会的な拒絶を示す事に使うことが出来、またそうあるべきであるというもの。ヘイトクライム法の制定は、特定の犯罪を特に非難すべきものとして社会的な非難とより重い刑罰に値することを示すことである。

第二に、刑法は生じた被害を罰するものである。先に述べたように、ヘイトクライムは通常の犯罪より大きなインパクトを被害者に与える。そしてそれらはまた被害者のグループに属するメンバーである他の者にもまた影響を及ぼす。従って、刑罰を付約事の正当性は、個人とコミュニティ両方にもたらされる追加の被害によるものである。

第三に、ヘイトクライム法は加害者のより大きな罪を罰する^(※8)。加害者の動機は、もし犯罪がそのような動機を持たずに行われた場合よりも、犯罪をより深刻なものにする。刑法はしばしば、犯罪の結果のみでなく、加害者の意図に基づいて、行為に対する罰を重くする事を課している。それ故に、この主張は、不釣り合いな害を引き起こす事が加害者の意図であるか、追加の害のリスクに対して無謀であるように想定している。

(※8)フレドリック・M・ローレンス著、「ヘイトクライムプロジェクトとその制限：バイアス犯罪に対する法執行における社会受けるメリットとリスクの評価」日常生活における法的意思決定：社会意識における論争（スプリングー2007）

3.3 ヘイトクライム法は差別的？

ヘイトクライム法の反対者の中には、ヘイトクライム法は一部のグループを他の人々よりも保護するので差別的だと主張する人達がいる。これはそうではない。ヘイトクライムは殆どの場合、マイノリティコミュニティのメンバーに対して行われるが、マジョリティに対しても起こりうる。

- 加害者はマイノリティグループの出身かもしれない。
- 標的は彼らがマジョリティグループの一部だから選ばれるかもしれない。
- 加害者と標的は両方とも異なるマイノリティグループのメンバーかもしれない。

法の下での平等の原則は、ヘイトクライム法があるグループを別のものより保護しないしすべきでもないことを意味する。例えば、もしヘイトクライム法が特性として民族性を含むなら、それは特定の一つを明示しない。そのような法の下では、被害者はマジョリティのそれを含むどんな民族でもありうる。

注目事例：クリス・ドナルド殺人事件（英国）

ヘイトクライム法は誰に対しても適用される。

2004年3月15日、イムラン・シャヒドはアジア系の英国ギャングであり、白人の若者たちによって襲撃された。翌日、彼と彼の友人は、その地区で「白人の少年達」を物色した。彼らは15歳のクリス・ドナルド少年を見つけた。彼らは、クリス少年を誘拐し、2時間ほど車で運び、その後13か所刺して火をつけ死体を遺棄した。

2年間の調査の後、合計5名のアジア系の男たちが、人種的に劇化した犯罪と誘拐殺人で有罪判決を受けた。判事は、彼らに長期刑を言い渡す時、次のように述べた。「この犯罪の野蛮で残忍な本質は、当然のことながら大衆にショックを与えた・・・人種的な激化暴力はたとえ4分の1でも容認できない・・・」

“「クリス人種殺人により三人組収監」、BBC ニュース 2006年11月8日 Trio Jailed for Kriss Race Murder”, BBC News, 8 November 2006, <http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/scotland/glasgow_and_west/6123014.stm>.

4. 関連した概念

このガイドに含まれないヘイトクライムに密接に関連した概念が幾つかある。

ジェノサイドはバイアスにより動機づけられた犯罪であるが、このガイドからは外されている。というのは、「通常の」犯罪とは非常に異なる幾つかの特殊な特性を持っているからである。

ヘイトクライム法は、常に何よりもまず犯罪である行為を禁じている。そして、ヘイトスピーチ法と反差別法が時としてヘイトクライムを扱う法律と混同される事もあるが、それらはヘイトクライム法の重要な要素を欠いている。それば、同様の行為が、バイアスのかかった動機が無くとも、依然として犯罪として告訴されうるという事である。

4.1 ジェノサイド

ジェノサイドの国際犯罪は、時としてヘイトクライム法の議論に含まれる。国内法が、ジェノサイドとそれに類する(人道に対する犯罪の様な)犯罪を禁じる事があるが、それらはこの文脈において、ヘイトクライム法とされることはない。ジェノサイドは、国家的、民族的、人種的そして宗教的なグループの一部または全体を破壊する意図を持つ^(※9)。

これは、広範かつ体系的な暴力行為を必要とする国際法上のすべての犯罪と同様に、質的にも量的にもヘイトクライムと異なるこのような国際犯罪から生じる立法、捜査、検察の問題は、ヘイトクライムで起きるものとは大きく異なる。それ故に、その様な全ての犯罪は、このガイドの対象外となる。

(※9) 集団殺害罪の防止および処罰に関する条約（ジェノサイド条約）第2条参照。

4.2 反差別法

反差別法はヘイトクライム法ではない。差別の概念は、人種や民族、または性別など、禁止されているいくつかの考慮事項に基づいて、人のあまり好ましくない扱いを指す。

反差別法は（OSCE加盟国の全てではないが多くに存在し）通常、職場差別や物品やサービスの提供における差別に関する。差別的な理由に基づいているならば、同じ仕事に対して他の従業員よりも少ない給与を支払うなどの差別行為は違法である。同じ行動でも差別がなければ違法ではない。

ほとんどの管轄区域で差別は民事法上の問題だが、一部では刑事罰がある。それにもかかわらず、ベースオフェンスがないため、ヘイトクライム法には差別そのものを罰する法律は含まれない。ヘイトクライムの第一要件が欠けているのだ。

4.3 ヘイトスピーチ

言説の内容によって言説を違法化する法律がある。その禁じられた内容は、広範囲にわたり、幾つかの法域にて、特定のグループについての憎悪を掻き立て、侮蔑する言説を罰する。他の一般の禁止令は、個人や国家の名誉や尊厳を中傷する言説についてである。特定の歴史問題についての制限もまたあるかもしれない。つまりホロコースト否定やナチ思想の賛美を禁じる最も顕著な現行の法などがそれにあたる。言論規制のこのカテゴリは「ヘイトスピーチ」として説明される。しかしこれらすべてのケースにおいて、言説それ自体は、特定の禁じられた内容なしには犯罪とはならないだろう。それゆえ、ヘイトスピーチはヘイトクライムの第一要素を欠く。もし偏った動機や内容が取り除かれれば、違法行為も無くなるだろう。例えば、暴力的なファシズムやホロコーストを賛美する曲を特徴とするロックコンサートはヘイトスピーチであるだろう。そしていくつかの国では犯罪かもしれない。しかし、それはヘイトクライムではない。なぜならベースとなる犯罪行為が無いからだ。ヘイトクライムの第一の要素が見当たらない。

犯罪行為に対する直接かつ即時の扇動は、OSCEの地域内では一般的に禁じられている。そのような扇動が偏った動機を伴って発生するところでは、それはヘイトクライムにカテゴライズされるべきである。なぜならベースとなる犯罪行為があるからだ。

ヘイトスピーチは大きな大衆の関心が払われる問題ではあるが、差別的または侮蔑的な発言は、このガイドの範疇から除外されている。

問題はベースとなる犯罪行為の要素の欠如だけでなく、様々な国々のヘイトスピーチ法の間には極度のばらつきがある。異なる構造上のそして哲学的な様々なアプローチは、このガイドが有用な解説を提供するための共通点が不十分であることを意味する。

しかしながら、犯罪の前、間、後で発せられる、レイシスト的もしくは偏見に満ちたスピーチは、動機の証拠を構成する可能性があり、犯罪捜査の一部を形成するべきである。同様に、もし加害者が、バイアスや偏見を暗示するような本や音楽、ポスターを所持していた場合、これは動機の証拠の一部を構成するかもしれない。

ヘイトクライム法の一般的な批判は、それらは言論の自由を侵害したり、行動よりもむしろ意見や態度に対する罰ということになるというものだ。OSCE参加各国の大多数は

既に、特定の形態のスピーチを制限する適切な法律を持っているので、それらのヘイトクライム法に対する批判はこのガイドの中では議論されない。

5. 国際的そして地域的な枠組み

国際機関はヘイトクライムを優先してきた。

多くの人権条約が差別に関する一般的な声明を出している。市民権および政治的権利に関する国際規約とあらゆる形の人種差別撤廃に関する国際条約（CERD）は、各国に人種差別（人種または国籍に基づく差別を含む）をやめる様に、そしてその住民に全ての法律による平等な保護を提供するように要求している。加えて、国連の『宗教および信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言』の第4条では、「宗教に基づく差別を防止撤廃」し、そして「宗教に基づく不寛容と戦う全ての適切な手段をとる」ことを明言している。

いくつかの法律文書は明確に、特定の行為を犯罪とする様に各国に呼びかけている。CERD(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約)の第4条は加盟各国に、「即座の実際的手段」を取る義務を課している。パラグラフ(a)では「人種や肌の色や民族的出自の異なる集団に対する全ての暴力的行動やそうした行動に対する扇動と同様に、人種的な優位性や憎悪に基づく思想の拡散や、人種差別への扇動」(強調部分は筆者による)を犯罪とすべきであると要求している^(※10)。

(※10):OSCE(欧州安全保障協力機構)参加各国は、表現の自由を守るため、スピーチに関する第4条の要件を留保または宣言している。

CERDを監督する委員会は、各国に、バイアスのかかった動機を伴う犯罪を特定の犯罪として定義し、加害者のバイアスのかかった動機が考慮されることが出来るように法律を制定するよう要求してきた。人種差別と不寛容に関する欧州委員会(ECRI)^(※11)はまた、そのような行為の犯罪化を一般政策勧告に求めている。

(※11)レイシズムと人種差別と闘うための国内法令上的一般推奨方針 No.7 (ECRI ウェブサイト 2002年12月13日)を特に参照。

欧州連合のレイシズムと排外主義的犯罪の枠組み決定は2008年11月28日に採択された^(※12)。この指令は、EU全体の、レイシスト的かつ外国人嫌悪的な振る舞いを扱う法律の差と、表現規制に対するそれぞれのアプローチを認識している。それは、すべての加盟国において同様の方法で処罰可能な共通の刑法策定手順を確立することを目指しており、既存の法律が指令に準拠しているかどうかを加盟国が検討するよう要求する。

(※12) EUのフランス大統領職のウェブサイトを参照。

ここで述べられた手段の多くは、レイシズム的行為を非難しながら、特定の形態の表現を禁止する法律もまた要求している。しかし、これには議論の余地があり、OSCE加盟各国はこれについて合意を共有していない。それ故、このパートの前半で述べた様に、このガイドはヘイトクライムのみを扱い、「ヘイトスピーチ」を扱わない。

最近の一連の判決において、欧州人権裁判所は、犯罪の潜在的な人種的動機を調査するために、各国は人権と基本的自由に関する欧州条約の下で肯定的な義務を負っていると判断してきた。ナチョバ他対ブルガリア^(※13)の歴史的判決において、法廷は政府当局には暴力行為の背後にある、考えられるレイシスト的動機を調査する義務があったと判断し、ブルガリアのその点での失敗は、条約の14条の反差別規定の侵害を構成すると主張した。

(※13) ナチョバ他対ブルガリア、欧州人権裁判所判決(最高裁)、2005年7月6日、パラグラフ160~168

裁判所がヘイトクライムに対する明確な法律の採用を要求してこなかった一方で、ヘイトクライムは引き起こされた被害に釣り合う司法対応が必要であることをはっきりと認識してきた。人権裁判所はセシク対クロアチア(スキンヘッド達によるロマに対する攻撃に関する事件)にこれらの原理を適用した。そこで、人権裁判所は次のように繰り返した。

「・・・暴力事件を調査するとき、政府当局には、どんなレイシスト的な動機も暴き、民族的ヘイトや偏見が事件の中で役割を果たしていたかどうかを立証する合理的なすべてのステップを踏む付加的な義務がある。そうすることを失敗すると、そしてレイシスト的な意味を持たない事件と同等に人種的に誘発された暴力と残忍性を扱うことは、基本的権利を特に損なう行動の明確な本質に対し、見て見ぬふりをすることになるかもしれない。」^(※14)

(※14) セシク対クロアチア、欧州人権裁判所判決(Chamber Judgment)、2007年5月31日、パラグラフ66

6. 結論

犯罪事件が告訴された時、ヘイトの動機が明白に認識され罰せられるべきことが、不可欠である。ヘイトクライムの事件が起訴された時、時として被害者を選んだ動機(被害者の「人種」や、国籍、民族的出自のような)については全く言及されないことがある。こうしたことが起こると、加害者の他者に対する抑止効果を持つ処罰に対する機会と見込みは失われる。危険は、被害者と加害者へのメッセージは、国が犯罪の原因となったヘイト動機を真剣に見ていないということである。

被害者証言：デヴィッド・リッチェソン

2007年4月17日、合衆国議会前で証言。

...あなたが今日、我々の政府が主導して私を攻撃した人々の様な個人に、他の人々に対する、その人たちがどこから来たか、肌の色は何色か、どんな神を信じているか、どんな人を愛しどんな方法で見て話し行動するかのせいで、想像もできないような暴力的な犯罪を思いとどまらせるよう求める前にここに来ました。

私は地域の司法当局が効果的に私に向けられたヘイト暴力を調査し起訴するリソースと能力—そして意思—を持つ町に住んでいて幸運でした。

しかし他のバイアス犯罪の犠牲者はそのような場所には住んでいないかもしれません。

私は、地元の法執行機関が、人がどこから来たか、または何者なのかという理由で無意味な攻撃を受けたときに、連邦政府機関と協力して作業する権限を与えるようお願いします。

地方検察官たちは、これらの犯罪が起きたとき、連邦政府に支援を求めることができるはずで

す。最も重要なのは、これらの犯罪は、彼らが何とされるべきであり、何であることを理由に起訴されるべきか、「ヘイトクライム」です！

デヴィッド・リッチェソンはメキシコ系アメリカ人のティーンエイジャーであり、2006年の4月22日に二人の男によって攻撃された。彼らはデヴィッドを裸にむき、タバコの火を押し付け、彼の胸に刃物で鉤十字を刻み、彼が死ぬ直前まで殴る蹴るの暴行を働いた。(訳者補足：救急搬送され3カ月の入院と12回以上の外科手術により生き延びた彼は、この証言の2カ月半後、飛び降り自殺により自らの命を絶っている。)

加害者の1人は以前2件の人種差別的な暴行事件で有罪判決を受けていた。

パート 2

法律の起草: キーとなる方針の問題



Part II

**Drafting Legislation:
Key Policy Questions**

パート 2

イントロダクション

パート 1 では、ヘイトクライムの概念とヘイトクライム法の根拠について論じた。パート 2 ではヘイトクライムの概念を法律に落とし込む方法について掘り下げる。具体的には、OSCE 地域全体の例を用いて、ヘイトクライム法の起草方法や特定の立法上の選択の結果を分析する。

含まれる法律のほとんどは、ODIHR のオンライン法律データベースで見ることが出来る^(※15)、そしてそれはまた、その、TANDIS (寛容と非差別の情報システム) を通じてアクセスすることが出来る^(※16)。最新の公開版の法律が使われているが、執筆時点では正確であっても、法律とその法廷による解釈は時間と共に変化することを読者は知っておくべきである。加えて、このガイドで引用した法律のすべてが、公式な英語版を利用できるわけではない。

(※15) <<http://www.legislationline.org>>.

(※16) <<http://tandis.odihr.pl>>.

ヘイトクライム法の起草と既存の法律の改訂は、法律と政策立案者の為の一連の選択を伴う。まずは全てのヘイトクライム法に共通する要素から始めよう。この部分では、読者にその様な法律のすべての構成要素を取り上げ、「方針上の問題点」の形で重要な選択肢を提示する。それぞれの方針上の問題点は問題の概観と注釈から構成されている。実際の法律と現実の事件の例は問題を説明するために使われる。それら方針上の問題から発生するカギとなる結論は、このパートの最後に列挙する。

問題は次の通り:

方針上の問題 1: 法律は新たに独立した犯罪を定義すべきか、既存の犯罪の罰則強化として機能すべきか?

方針上の問題 2: どの属性が法律に含まれるべきか?

方針上の問題 3: 動機はどのように条文の中で定義されるべきか?

方針上の問題 4: 付き合いや交友関係、そして認識上の誤解はどのように扱われるべきか?

方針上の問題 5: どんな証拠が必要か、そしてどの程度の動機が必要か?

其々の方針上の問題は個別に解決されなければならないが、それらの複合効果もまた考慮されなければならない。筋が通った合理的な個々の方針の決定が、組み合わせの累積効果によって、適用範囲の広すぎたり狭すぎたりする法律を生成しようとする場合、実行不可能な法律が生成されるかもしれない。

全てのヘイトクライム法は、パート 1 で述べた二つの重要な要素を共有する。それらはバイアスのかかった動機で犯されたベースオフェンスを必要とするのだ。加えて、全てのヘイトクライム法が持つべき二つの特徴がある。

- **被害者は、人々や財産である可能性がある。**ヘイトクライム法は個人に対して行われた犯罪のみに適用されるべきではない。ヘイトクライム法はまた、特定の特徴を共有する人々に関係した施設・財産（通常、礼拝所だが、時としてビジネスや居住の為の場所）に対する犯罪にも適用されるべきである。
- **法律は全ての人々を平等に保護する。**ヘイトクライム法は、どのグループ属性が法律によって保護されるかを明示しなければならないが、そのような法律は、特定のグループに関して起草されない。むしろ、法律はその特徴の一般名で定義された全ての個々人を保護する。例えば、「宗教」は広範に保護される分類であるが、ヘイトクライム法が保護の為に特定の宗教を選び出すことは無い。法律は、「人種」によって動機づけられた犯罪を禁じるが、特定の人種や民族グループを保護の為に特定することは無い。例えば、キリスト教徒に対する暴力は、モスリムに対する暴力と同様の方法で、ヘイトクライム法の下で起訴されうる。マジョリティのメンバーに対する犯罪はマイノリティに対するそれと同様に起訴されるだろう。従って、保護は対称的なものである。いかなる特定のグループも特別の保護は受けない。そして全ての人々は法の下で平等である。

1. 方針上の問題点 1: 実在の犯罪行為と罰則の強化？

1.1 実体犯罪

「実体犯罪（※）」とは、犯罪の法的定義の不可欠な要素としてバイアスのかかった動機を含む別の犯罪である。（※訳注：犯罪の構成要件が他の犯罪の成立に依拠することなく、それ自体で一つの犯罪として完結する罪）OSCE 地域の中で、この種のヘイトクライム法は比較的稀である。合衆国（連邦、州レベル双方）、チェコ共和国、大英帝国がバイアスのかかった動機を組み込んだ特定の犯罪を制定している。他のほとんどの国々はそうではない。

実体犯罪の例—チェコ共和国と英国の場合。

チェコ共和国刑法 196 条 2 項は、「政治信条、国籍、人種、信条や信条の欠如による住民のグループや個人に対する暴力の使用、殺人、健康を阻害することや重篤な傷害を与えることによる脅迫」に対し、6 か月から 3 年の範囲の収監の罰を定めている。※訳注：この文献の発行は 2009 年であり同年にチェコの刑法は改訂されている。おそらく現行のものでは、352(2)の「人々のグループに対し、又は個人に対し暴力を行うもの、若しくはそれらの人々を死や、肉体的障害や、実際にそうであるかどうかにかかわらず、彼らの人種や属する民族、国籍、政治的、宗教的信条または信仰の無さに対して広範な被害を引き起こすことにより脅迫するものは、6 ヶ月から 3 年の収監を宣告される。(Whoever uses violence against a group of people or against an individual or threatens them with death, bodily harm or causing extensive damage for their true or presupposed race, belonging to an ethnic group, nationality, political or religious beliefs or because they are truly or supposedly without religion, shall be sentenced to imprisonment for six months to three years.)」が相当すると思われる。

英国犯罪暴動法（1998）のセクション 29～32 は「人種的に激化した」または「宗教的に激化した」暴行、刑事傷害、ハラスメントそして公序良俗に関する犯罪の新しい刑罰を制定した。

1.2 罰則の強化

罰則の強化は、時として「強化罰則条項」や「強化状況条項」とも呼ばれ、ヘイトクライム法を構成するのに使われる^(※17)。簡単にいえば、バイアスのかかった動機に基づいて犯罪が行われた場合、ベースオフenseに対する罰則が増強される。OSCE 地域の大多数のヘイトクライム法はこの方向で記述されている。罰則の強化がヘイトクライムを罰するのに使われる時、通常、加害者が有罪を宣告された時にバイアスのかかった動機についての問題は考慮される。言い換えれば加害者は、まず第一にベースオフenseにより有罪でなければならず、その後裁判所は罰則の強化を適用するためのバイアスについての十分な証拠があるかどうかを考慮する。慣習法司法制度の下では、これは判決の段階となるだろう。民法司法制度の下では、有罪の決定と判決はそれぞれ独立のフェーズではなく、裁判官は同一のプロセスの一部として判決に影響を及ぼした動機の証拠を考慮するだろう。罰則の強化は、一般的なものでも特定のものでもよい。

(※17)これらの用語は、英国における実体犯罪である「人種的に激化した犯罪」との混同を避けるために、このガイドでは使われない。

- **一般的な罰則の強化.** 広範囲の犯罪行為に適用される強化条項は、一般的な罰則強化として記述されている。OSCE 地域の中で、23 の国々が何らかの形態のバイアスのかかった動機を全ての犯罪に対する罰則の強化につながりうる要素としてリストアップしている。

一般的な罰則強化の例—アンドラ、タジキスタン、英国

アンドラ刑法 30 条 6 項は、もし犯罪が「人種差別的または外国人恐怖による動機や、犠牲者のイデオロギーや宗教、国籍、民族的出自、性的志向、病気や、身体的、精神的な障害に関する理由」によって行われた場合の罰則強化を規定している

タジキスタン刑法の 62 条(1)(f)は、「国家的または宗教的敵意」を含んで、罰則強化を規定している。

英国の刑事裁判所（判決）2000 年法第 153 条によれば、犯罪が人種差別的に深刻化した場合、裁判所は「その事実を悪化させる要素（すなわち、犯罪の深刻さを増大させる要因）として扱わなければならない。そして、その犯罪がひどく悪化したことを堂々と述べねばならない。」^(※18)

(※18)これは、犯罪が犯罪暴動法 1998 の 28～32 条の下で本質的に人種的凶悪犯罪として問われなかった時のみ適用する。

- ・ **特定の罰則強化** 特定の強化はいくつかの犯罪に対してのみ罰則強化を適用する。25 カ国は特定の犯罪に対して罰則の強化に繋がりうる要素として、何らかの形態のバイアスがかかった動機を列挙している。

判決の厳罰化の尺度に特化した罰則強化法もあれば、判決を裁判所の裁量に委ねた罰則強化法もある。いくつかの法律はまた、法廷に罰則強化の適用に対して、適用するかどうかの理由を明確に述べる事を要求している。ほとんどの司法権には、判決を重くする可能性のあるものを調査し、そのような事実を裁判所に知らせる義務があるが、ヘイトクライムの場合にこれが起こる程度は議論の余地がある。例えば、コペンハーゲン首都警察は、人種差別主義の可能性がある暴力のすべての事例において、検察官は、刑法の一般的な罰則強化条項の下で、これを悪化する状況とみなさなければならないと裁判所に要請しなければならないという指令を発した。英国では、検察は、検察官に対し、裁判所に人種的または宗教的悪化の正当な証拠を提出するよう求めている。

特定の罰則強化の例—ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦とトルクメニスタン

2007 年 5 月 10 日制定のベルギーの法律の 33～42 条は、いわゆる「人種、皮膚の色、家系、国家的または民族的来歴、国籍、性別、性的指向、婚姻状態、生まれ、年齢、富、信仰や信条、現在および将来の健康状態、障害、言語、政治的信念、身体的または遺伝的特徴や社会的起源に基づいた人に対する悪意や侮蔑や憎悪」は、暴行と強姦、過失致死および意図的な傷害、危険にさらされている人に対する非援助、個人の自由と個人財産の侵害の侵害、待ち伏せ、名誉毀損、放火、個人的所有物または財産の破壊などを含む特定の犯罪の罰則を倍加させる深刻な状況であるとしている。

ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦刑法 166 条 2 項は、「人種、国籍、信仰を理由に」犯された殺人は、罰則の強化がない場合の最低期間が 5 年のところ、最低 10 年の禁錮で処罰されるとしている。

トルクメニスタン刑法 101 条 2 項(m)、107 条 2 項(h)、108 条 2 項(h)、113 条 2 項(e)は、意図的殺人、重傷、より深刻でない身体的または精神的傷害を引き起こす殴打の場合に、もしこれらの犯行が「社会的、国家的、人種的または宗教的憎しみや敵意によって...」行われた場合、罰則の増加が与えられる。

1.3 解説

ヘイトクライムを実質的な犯罪とする法律を制定する事には確かな利点がある。何故なら、ヘイトクライム法の重要性の中には一個々の犠牲者と、最大社会全体にとって一そうした犯罪をラベリングするという象徴的価値があり、実態的なヘイトクライム法は禁じられたバイアスのかかった動機を明示的に非難するものであるからだ。ヘイトクライムが実質的な犯罪として制定されるとき、通常、その犯罪はより明らかにされ、ヘイトクライムの情報の収集はより容易になる。従って、実質的なヘイトクライム法はヘイトクライム法を表現する機能を満たす。

実質的な犯罪行為は同様に問題を提起する。実質的なヘイトクライム行為は、容疑者が有罪であるとされるために、動機が証明されることが必要である。検察官は、立証困難であると思った場合、実質的な犯罪に関する告訴の推進を嫌うかもしれない。いくつかの管轄区域では、裁判所は被告人が起訴された犯罪のみを考慮できるという問題がある。従って、もしバイアス要素が証明されなければ、実質的なヘイトクライムの起訴は、裁判所にベースオフenseの有罪宣告を許さないかもしれない。これが実体犯罪の欠点であり、検察官がヘイトクライム法の使用を避けるか、または犯罪者が有罪となったことを確実にするために、ベースオフenseに対する有罪判決を受け入れる可能性がある。検察官や捜査員に対して動機の指標の訓練は、そのような問題を克服するための重要な側面である。

代替告訴の潜在的問題?

2002年の英国の凶悪人種差別犯罪研究は、加害者が人種差別的凶悪犯罪で有罪であるとされることを避けるために、しばしばベースオフenseに対して有罪であると主張することを示した。この研究は、法律の構造が「より重い犯罪の解釈に対して有罪ではないとする嘆願と、根底にある実質的な犯罪に対して有罪であるという嘆願の申し出」を招いた。検事たちは時として「これらの申し出を容易に受け入れすぎると非難」される。

出典：エリザベス・バーニー&グリーロス、「人種差別犯罪 - 法律はどのように機能しているか? 1998年の犯罪暴動法における人種的に悪化した犯罪に関する法律の実施」、2002年7月のホームオフィスリサーチスタディ、p.111

罰則強化としてのヘイトクライム法を制定することにはまた、明白な利点と欠点がある。罰則強化はより簡単に刑法に組み込むことができる。というのは、刑法は通常、犯罪の量刑を増すことができる特定の要素が記載されているからだ。罰則の強化は広い範囲の犯罪に適用される。そして罰則の強化の根拠を証明できないとしても、根底となる犯罪の有罪判決を危ぶませる事はないだろう。

しかしながら、罰則強化の一つの重要な問題点は、偏った動機に対する罰則の強化を行う裁判所の決定は、公的記録の一部ではない可能性がある事である。ドイツのような国々では、罰則強化についての記録は公的に記録されないかもしれない。結果として、被告人の犯罪歴は、彼もしくは彼女がバイアスのある動機による犯罪の経歴を持つかどうかを決定するために使われないかもしれない。さらに、いくつかの国では、バイアス

犯罪に対する過去の有罪判決は、公的に記録されたとしても、非常に限られた条件のもとでしか後の事件の証拠として認められない可能性がある。

明白なバイアスのかかった動機の認識なしには、ヘイトクライム法はその象徴的な重要性の多くを失う。従って、罰則の強化は、実施が容易な一方、禁じられた偏見を認識し非難する表現上の機能を果たさない可能性がある。これは、刑罰を重くする理由が公に示されているかどうか、またそのような有罪判決がヘイトクライムのデータに含まれているかどうかによって部分的に依存する。

実質的な犯罪と罰則強化の両方について、判例の成功は、調査の質と動機の証拠の推移と密接に関連する。バイアスのかかった動機の証拠と証明についての一般的な質問は、セクション6「方針問題5:どんな証拠が必要で、どれだけの動機が要求されるか」でより深く検討される。

最終的には、アプローチの組み合わせは常に可能である。いくつかの国では、バイアスのかかった動機を要件とする特定の実質的犯罪定義があり、さらにまた、他の犯罪に対する一般的な罰則強化法を持つ。例えば、英国と米国はこの方式を選択している。ヘイトクライムと効果的に戦うために、国家は様々な条項を選択することが出来る。

1.3.1 関連する考察

ヘイトクライム法が実質的犯罪であるべきか罰則強化であるべきかに対する決定が為されれば、いくつかの考慮すべき点が発生する。これらは、国家の方針のゴールと優先順位のそれぞれの観点に照らして、国家の刑事手続きの要求と同様に答えられている。考慮すべきキーとなる問題は以下のようなものである。

- **罰則の強化は記録に示されるべきか？** 裁判所に、何らかのバイアスのかかった動機の証拠を考慮し、罰則強化を適用するかどうかの理由を記録に示すことを要求するのは適切な行為である。裁判所の意思決定プロセスの記録が確実に保持されるようにすることで、どのような偏見に基づく動機による犯罪行為の履歴も法執行当局に知らせることができる。それはまた、裁判所の注意をその問題に集中させる手段としても機能し、裁判所が犯罪の動機を考慮したと被害者を安心させる。
- **もし、実質的犯罪アプローチを選択するならば、どんなベースオフenseが変更要素を持つべきだろうか？** これには、特定の社会における偏見によって、頻繁に引き起こされる犯罪の種類に関する立法上の実情調査を必要とする。莫大な新しい実質的な犯罪を作り出すことは、実際的でなく、より困難なものだろう。立法府は、新たな実質的な犯罪を生み出すことが最も大きな影響を与える犯罪に集中すべきである。例えば、ハラスメントや器物損壊に対する刑罰は通常極めて低い、

しかしバイアスによって動機づけられたとき、そのような犯罪のインパクトは重大であるだろう。

- もし罰則強化アプローチが使われた場合、法律はすべての犯罪に適用すべきか、特定の犯罪のみに適用すべきか？ 刑期の割り増し量を明示すべきか？ 割り増し量を明示することは、裁判所がヘイトクライム容疑者をより厳しく罰したとしないという認識がある場合必要だろう。しかしながら幾つかの国では、そのようなやりかたで裁判所の裁量を強要することは許されないだろう。バイアスのかかった動機に対する罰則強化を加えることは常に必要というものではないだろう。ベースオフenseが既に法律で認められている最大の罰則の対象となっている場合、強化は無意味になるだろう。

2. 方針上の問題 2: どの属性を含めるべきか？

全てのヘイトクライム法は、保護属性を定義している。しかし、それらは国によって違う。OSCE 地域全てのヘイトクライム法は保護されるカテゴリとして「人種」を含んでいる。いくつかの国は「性別」「性的指向」「障害」の様なカテゴリを含む。一般的ではないが、「教育」「職業」「支持政党」「イデオロギー」のような属性を保護するヘイトクライム法もある。

このセクションでは、はじめに保護属性の決定に対する規準を概説し、その後、OSCE 参加国の法律内に見つかった属性を頻度順に列挙しコメントする。

何かしらのヘイトクライム法を持つ OSCE 加盟 37 ヶ国の中では、ほとんど全てが「宗教的もしくは人種的憎悪により動機付けられた」バイアスをカバーしている。11 カ国では性的指向に、7 カ国では障害にまで広がっている。

2.1 何を保護属性とするのかの基準

保護属性の選択はヘイトクライム法で最も重要な部分である。どの属性を含めるかの正しい答えはないが、通常それらは他人にとってはっきりと目立つ様なものであり、それ故に加害者によってより標的とされやすいものとなる。それぞれの国家の必要に応じて決定はなされねばならないが、以下の様な幾つかの要因の適切な評価に基づいていなければならない。

2.1.1 変更不能もしくは基本的な属性

ヘイトクライムはアイデンティティの犯罪である。これが、他の犯罪とヘイトクライムを異らしめる。ヘイトクライムは個人のアイデンティティの側面を対象としており、アイデンティティは人の自己意識に対して変更不可能かつ根本的なものである。その様

なマーカーは通常、肌の色の様に明白である。しかし全ての不変（言い換えれば変更不能）又は基本的な特徴が集団のアイデンティティのマーカーというわけではない。ヘイトクライム法に含めるために保護される属性を決定するとき、集団のアイデンティティのマーカーとして機能する特徴を特定することが必要だ。例えば、青い目は不変の特徴だと言えるが、青い目の人々は通常集団として一括りにされたり、まとまりのあるグループとして見られることはなく、目の色はグループのアイデンティティの典型的なマーカーにはならない。

逆に、変更可能であるにもかかわらず人の自己意識にとって基本的ないくつかの特徴がある。例えば、宗教を変えることは可能であるが、それは人が放棄または隠蔽することを強制されるべきではないグループアイデンティティの、広く認識されたマーカーである。

2.1.2 社会的かつ歴史的背景

どの特徴を含めるかを決定するプロセスは、現在の社会問題と同様に、潜在的な歴史的抑圧と差別の理解を必要とする。過去の加害の根拠となった特徴は、現在の事件の根拠となった特徴と同様に含まれるべきである。前の段落の例に戻ると、青い目の人々は歴史的又は現代的な征服を経験していない。刑法は社会的な問題を扱おうとしているので、ヘイトクライム法の制定を検討している立法府は、それらの問題がなんなのかを理解しなければならない。

この文脈では、対話と協議が立法プロセスに有益なものとなるだろう。立法者や政策立案者はマジョリティのコミュニティ出身者になりがちだが、現在および過去の差別や被害の問題は、非政府組織、オンブズマン、少数民族共同体を代表するコミュニティグループによって効果的に示される。

含まれるべき特性は、社会的亀裂-文化の社会史に深く関わっている部分-に関係するものだ。

出典：Frederick M.Lawrence、「バイアスのないバイアスクライム法の実施：不均衡執行批判の評価」、Journal of Law & Contemporary Problems、Vol.66、2003、p.49。

2.1.3 実施の問題

法律は、捜査官と検察官が特性の選択の実際的な意味を理解して起草されるべきである。特定の特性を含めることによって、法律が使用される可能性に変化があるだろうか？もし、法律が見えない特性、例えば生まれや婚姻状況のようなものを含めるなら、証明に関する問題があるかもしれない。もし、特性が隠されたものならば、加害者が、保護される属性に基づいて被害者を選択したことを見せるのはより困難になる。検察官が犯罪者がその特徴を知っていることをどのように証明できるかについての考察が与えられなければならない。証拠に関する問題は「方針上の問題 5：どのような証拠が必要

であり、どの程度の動機が必要なのか」でより詳細に議論されている。法律制定前の法執行機関との協議は、これらの質問が徹底的に検討されたことを確認するために有効であり、実施に役立つだろう。

2.2 除外された属性

ヘイトクライム法で特定の属性を取り込み損なうことは、刑事罰が無いことを意味するものではない。ほとんどの管轄区域では、警察官や軍のメンバーに対する攻撃は深刻な犯罪である。それらは単にヘイトクライムの概念の範疇に入らないだけである。同様に、子供への性的暴行は、成人に対する性的暴行よりも厳しく処罰される。これは、前者がヘイトクライムとみなされるべきだということを意味するものではない。

含めるべき属性がどんなものかを決定することは、その法律がどう使われるか、どんな種類の犯罪がヘイトクライムに分類されるかに影響するだろう。もしヘイトクライム法が、保護する属性の長いリストを持つなら、それはとても広範な法律になり、広い範囲の状況と犯罪に適用するだろう。法律にとっては、効果的に施行されるのには一般的過ぎるようになるかもしれない。反対に、ヘイトクライム法が比較的少数の特性を保護するならば、それはヘイトクライムの一般的な犠牲者である集団を排除するリスクがある。それゆえ、立法者は法律が包括的であることと広範であることのバランスを取り、効果的に実施する必要がある。

2.3 最も一般的な保護属性

OSCE 地域の中では、「人種」、国籍、そして民族が最も一般的に保護されており、宗教がそれに次ぐ。これらの属性は、ヘイトクライム法の成立初期に認識されたものであった。

さらに、いくつかの宗教団体はまた、「人種」という言葉で記述されうるものであり、個人は一つ以上の保護属性に基づき被害を受ける可能性がある。実際加害者は、「人種」と犠牲者の宗教を区別することはないだろう。

具体的な歴史的経緯は、国内法の優先順位を変えてきた。したがって合衆国の奴隷制の時代とアフリカ系アメリカ人の歴史的抑圧は、「人種」を、伝統的に理解される言葉として、1980年代にヘイトクライム法を起草した合衆国の立法者達にとって中心的な関心事とした。ヨーロッパでは、ロマは強制追放と虐殺の対象であったが、最近では、イスラム教徒と移民に対する攻撃が増加してきている。これらの一般的に保護された属性は、ヘイトクライム法の核心である。

一般的な保護属性の例—アゼルバイジャンとハンガリー

アゼルバイジャン刑法の 61 条 1 項の 6 の下で、悪化する状況は「狂信的な国籍、人種、宗教的な憎悪に基づいて」犯罪が行われることを含む。

ハンガリー刑法の 174 項 B に基づき、「...国籍や民族、人種、宗教団体に属するもしくは属すると信じられたことにより、誰か他のものを暴行した者は...重罪を犯しており、5 年以下の懲役で罰せられるべきである。」

「人種」、肌の色、民族や国籍のような属性がほとんど世界的にヘイトクライム法で保護されているにも関わらず、それらの言葉は世界的な定義を持たない。多くの一般的な、しかし潜在的に混乱した言葉が使われ、時には意味の重複が起きる。これらの言葉の翻訳が管轄区域間と管轄区域内の両方で異なるため、以下の議論では立法者にとって考慮すべき重要な問題が強調される。

2.3.1 人種

ヘイトクライム法の普及にも関わらず、「人種」は科学的概念としての基礎を持たない社会構造である^(※19)。このポイントは 1950 年のユネスコの人種に関する声明で発表された。そしてそれは他の分野の有力な生物学者、人類学者、科学者との会議の後にまとめられた。この声明は「人類の種類について話す時に「人種」の単語を完全に省き、民族集団に置き換えるのが良いだろう」と述べた。人類学・民族学の国際連合は、その「人種声明」で、UNESCO の声明が更新されることを提案し、「遺伝的に均質な集団の意味での人種は人間の種には存在せず、人間の過去の歴史の中に存在したという証拠もない」と繰り返した^(※20)。「人種」と言う言葉は明確さが欠けているので、裁判所と法の執行に解釈の問題を引き起こすかもしれない。これらの理由に対して、法案を作成する際には、「祖先」、「国籍」、「民族性」のような別の単語を利用するのが好ましい。

(※19) 本書では、「人種」という言葉を引用符で囲んで、根本的な人種理論が受け入れられていないことを示している。

(※20) IUAES (国際人類学・民族学科学連合) のウェブサイト<<http://www.leidenuniv.nl/fsw/iaaes/index.htm>>を参照。

多くの国際機関や一部の国では、現在「人種」という単語の使用を避けているが、関連する「レイシズム」や「人種差別」のような語の使用は続いている。欧州連合 (EU) の基本的権利擁護機関は、『レイシズム』が差別的イデオロギーと実践の範囲を捉え続けているのと同じように、民族差別を効果的に要約できる用語は今のところない。^(※21) すべての形の人種差別撤廃条約 (CERD) における「人種的」という単語の使用は、「人種」、肌の色、来歴および国内または民族の起源を明示的に組み入れている。条約の第 1 条は、以下の様に規定している。

(※21) 「15EU 加盟国のレイシスト暴力」人種差別嫌悪に関する欧州監視センター (EUMC)、2005 年 4 月、p.31。
EUMC は現在、EU の基本権機関。

『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他

のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう

欧州人種差別撤廃委員会（ECRI）はまた、「人種、肌の色、言語、宗教、国籍、国家、民族などの根拠が、人やグループに対する侮蔑や優位性の概念を正当化する思想」^(※22)とする広範な定義を採択している。

(※22) 欧州人種差別撤廃委員会一般方針勧告 No. 7<www.coe.int/t/e/human_rights/ecri/1-ecri/3-general_themes/1-policy_recommendations/Recommendation_N7>, 解説覚書のパラグラフ 35 には、ECRI は異なる「人種」の存在に基づいて理論を拒絶するが、この勧告では「一般的かつ誤って「別の人種」に属していると認識された者が、法律によって定められた保護から除外されないようにするため」使われている。

注目事例:ジャン・P (スロヴァキア) 裁判

「人種」の狭い解釈

ジャン・P は、1996 年のロマーニ大学の学生への攻撃に関して告発された。裁判で、被害者の代理人は、被告人が人種差別的犯罪の罰則強化の根拠となった刑法第 221 条 (2) に基づいて刑を言い渡されるべきだと主張した。ロマとスロヴァキア人は同じ人種に属するため、法廷は被告の被害者に対する憎悪は「人種」のせいではないと判断した。1999 年 7 月 1 日、パンスカーピストリツア地方裁判所は、第一審と同じ理由で、その加害は人種的な動機によるものでなかったという決定を支持した。裁判所はジャン・P に執行猶予付きの二年間の懲役刑を与えた。スロヴァキア共和国の立法府は刑法 221 条 (2) に、「民族的憎悪」を含めるように法改正を行った。欧州人種差別撤廃委員会は、この追加を「ロマに対する攻撃が裁判所によって人種的動機を考慮して確実に考慮されるようにする」手段として説明した。

出典:「スロヴァキアの裁判所はスロヴァキア人によるロマに対する人種差別的な犯罪を不可能と決定した」、ヨーロッパ人権センター「スロヴァキア第三レポート」パラグラフ 11、欧州人種差別撤廃委員会、2004 年 1 月 27 日。

2.3.2 出身国/民族的起源/民族的帰属

「国家的出自」「民族的出自」や「民族」は、特定の文脈と地域的な利用に依存する意味を持つ概念である。それらはしばしば重複する意味を持つ。

ある定義では、「民族集団」を「現実または推定上の、共通の祖先共有された過去の記憶、そして一つ以上の集団のアイデンティティを定義する象徴的要素に対する文化的焦点を持つより大きな人口の中の集団」として説明する。^(※23)「国家的出自」は時として、「市民権」（下記の「国籍」を参照）を意味するように使われるが、しかしそれはまた、国家的集団への文化的帰属もまた意味する。そしてそれは、個人が市民である以外の国に結びついているか、どんな国とも結びついていないかもしれない。国連と欧州議会は双方ともそのような定義は国家的文脈によって決定されることを推奨する。

(※23) 「欧州議会における民族統計とデータ保護」、ECRI 2007、p.27、<www.coe.int/t/e/human_rights/ecri/1-ecri/Ethnic%20statistics%20and%20data%20protection.pdf>.

2.3.3 国籍

国籍は、国家的出自や民族的出自と同じものではない。「国籍」という単語は独特な意味を持つ。欧州国籍協定の第 2 条 (a) は、「国籍」とは、「人と国家との間の法的結束を意味し、その人の民族的起源を示すものではない」と規定している。「国籍」とは通常、国家によって与えられた市民権または法的地位を示す。「国籍 (nationality)」は「国家的由来 (national origin)」と混同されることもあるが、前者は国家と個人の法的関係を示すのに使用され、後者は個人の民族的または文化的起源を示すために使用される。

2.3.4 宗教

宗教を属性として含むヘイトクライム法は、全ての宗教のメンバーを保護し、また、いかなる特定の宗教にも属さない人々も保護すべきである。実際、宗教的信念の欠如が「宗教」に含まれていることをヘイトクライム法で規定している。したがって、無神論者や信仰を持たない者も保護される。例えばベルギーにおいて「宗教」という単語は、神の存在もしくは非存在に関する宗教的または哲学的信念を指す^(※24)。マルタにおける、刑法 222 条 A は、人種や宗教団体に対する犯罪に対する刑罰の強化が規定されており、「宗教団体とは、宗教的信念や宗教的信念の欠如に関連して定義された団体を意味する。」と述べている。チェコ共和国の刑法 192 条 (2) は、「信仰または信仰の欠如」に対する言及を含んでいる。

(※24) 「ベルギー-RAXEN フォーカルポイント、人種犯罪と犯罪に関する国家分析研究」、EUMC 2003、p.20、<<http://fra.europa.eu/fra/material/pub/RAXEN/4/RV/CS-RV-NR-BE.pdf>>

2.4 頻繁に保護される属性

性別、年齢、精神的または身体的障害、そして性的指向は極めて頻繁に保護される属性である。OSCE に参加国の中で 11 ヶ国が性的指向に関するヘイトクライム法を持ち、7 ヶ国が障害、そして 6 ヶ国が性別に関するヘイトクライム法を持つ。

頻繁に保護対象となる属性の例—カナダとフランス

カナダ刑法のセクション 718.2 は「人種、国籍、民族、言語、色、宗教、性別、年齢、精神的または身体的障害、性的指向、その他類似の要因に基づいたバイアス、偏見、憎悪によって犯罪が動機づけられたという証拠は、悪化する状況とみなされる」と定めている。

フランス刑法 132 条 77 は、悪化している状況には「実際の、又は仮定の性的アイデンティティのために、被害者や被害者の属する集団の名誉と評判」を損なうことが含まれると定めている。

このカテゴリの用語は、先に論じた「人種」とそれに類する用語よりも定義が容易である。多くの国々で、その様な用語が、憲法文書または差別禁止規定のいずれかに既に存在している。そうした用語があやふやでなく、または法廷によって既に解釈を与えられたところでは、ヘイトクライム法にてその特徴を再度定義する必要はない様に思われ

る。勿論法律は、他の法律に現れる用語と定義を相互参照することができる。それにもかかわらず、いくつかのヘイトクライム法は明白な定義を提供している。例えば、合衆国デラウェア州では、ヘイトクライム法は「性的指向」を、異性愛、両性愛、同性愛として定義している^(※25)。英国において、2003年の刑事司法法第146条は「障害」を「あらゆる身体的または精神的障害」と定義している。

(※25)11 デラウェア州法 § 1304(a)(2)。

2.5 稀に保護される属性

より一般的に保護されていないカテゴリには、婚姻状態、出産、富、階級、不動産、社会的地位、政治的所属またはイデオロギー、兵役などがある。このセクションで与えられるこれらの例は、ヘイトクライム法がいかに異なるものになりうるかを説明する。すべてではないが、これらの保護グループの概念の一部は、欧州連合基本権憲章第21条および欧州人権基本条項第14条のような一般的な差別禁止法に基づいている。

それほど頻繁ではなく保護される属性の例—クロアチア、ロシア、スペインそしてコロンビア特別区（合衆国）

クロアチア刑法89条パラグラフ36は、「ヘイトクライムとは、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の信条、国家的または社会的由来、財産、誕生、教育、社会的地位、年齢、健康状態、またはその他の特性による個人に対する憎悪から行われた、この法律に含まれるすべての犯罪行為を参照すべきである」と規定している。

ロシア刑法63条は、悪化する状況を「政治的、思想的、人種的、民族的もしくは宗教的な憎悪や敵意によって、または何らかの社会集団に対する憎悪や敵意によって」動機づけられた犯罪と定義している。

スペイン刑法22条4項は悪化する状況を、被害者の思想、宗教、信条、所属する民族集団、人種、国家、性別や性的指向、病気や障害に関する他の差別的な人種差別的、反ユダヤ的または他の差別的な理由で犯罪が行われる状況として定義している。

コロンビア特別区法のセクション22-3710は「バイアスによる犯罪」を、指定した行為の犠牲者の実際のまたは認識された人種、色、宗教、国籍、性別、年齢、婚姻状態、個人的な外観、性的指向、家族の責任、身体障害、入学資格[例えば学歴]や政治的傾向に基づく被告人の偏見を示す指定行為として定義している。

2.6 解説

広い範囲をカバーする為に、「人種」、「民族」、「国家的出自」そして「国籍」のような用語の組み合わせを推奨する。より一層の特徴の可能な選択に関して、立法府はヘイトクライム法に何を含めるべきかに関する独立した判断をしなければならない。

何を含めるかについての世界的な基準はないが、考慮すべき要素は以下のものを含む。

- 歴史的状態
- 今日的な社会問題
- 特定の犯罪の発生率

加えて、立法府は特定の特性を含めるかまたは排除するというこの実際的な意味を評価すべきである。たとえば、いくつかの「稀な保護属性」は差別の歴史の基準を満たさない。法執行機関の職員にとっては、他の特徴によって実装上の問題が生じる可能性がある。例えば、セクション 2.5 で引用したコロンビア特別区のヘイトクライム法は、大学入学許可資格（教育状態）が保護属性として含まれる。被害者が加害者に知られていない限り、学歴は明らかな特徴ではないので、調査官が、犯罪がそのような動機のために行われたことを示すことは困難であろう。加えて、大学入学資格はグループのアイデンティティとして一般的に強いものではないので、差別の歴史も持たない。

長すぎたり漠然としていたりするリストは、ヘイトクライムの概念を損ない濫用や誤用の機会を与える。富や階級に関連するカテゴリを含めることは、経済犯罪をヘイトクライムに変えるかもしれない。さらにまた、法執行上の観点からは、区別が不可能になるかもしれない。裕福な個人をターゲットにした強盗は、「財産」または「社会的地位」の理由によるヘイトクライムか？「憎悪」に基づくものか？それとも単なる欲望？

いくつかのカテゴリは混乱している。例えば、「社会的集団」の様な用語が、明確な定義がなく使われる場合、法律がその目的を達成できないという危険性がある。もし、法律が、不変ではなく、何らかの形で個人の自意識に不可欠でない、差別、排除、または抑圧を経験した人々が共有されない特性を含むとすれば、それはヘイトクライム法として認められない可能性がある。さらにまた、実際に被害者となったグループの保護に失敗するかもしれない。「社会的集団」の用語のもとで保護される人々は、警官や政治家が含まれ、一般的にはどちらも抑圧されたグループとしてや、基本的なアイデンティティの結合を共有しているものとして認識されるものではない。実際、もし法律がヘイトクライムの核となる概念からひどく逸脱した保護属性を含むなら、もはやそれはヘイトクライム法として見なされないだろう。

さらにまた、確信の法的概念は、個人が合理的に彼または彼女の行動の刑事上の結果を予測する事ができることを要求する。法的確信概念は OSCE 地域の国内法と、地域および国際人権文書の両方に反映されている。罰則強化を課するがそうした罰則が適用されるであろう状況について明確でない法律は、この基本的なテストに失格する可能性が高い。

カナダやクロアチアの様な幾つかの国々は、終わりの決められていないオープンエンデッドな制限のリストを選択している。言い換えれば、それらの国々は法律が既に法律で命名されているもの以外の特性に基づく犯罪に適用される可能性を残している。クロ

アチアでは、これを法律に「またはその他の属性」という表現を含めることを通じて達成している。法律を時間の経過とともに発展させるという点でこのアプローチにはいくつかの利点があるが、問題もある。第一に、どの属性を含めることが重要か、そしてどんなグループが特に被害を受けやすいかについての立法上の判断は、本質的には価値判断である。終わりが決められていないリストは立法府からヘイトクライムである犯罪のカテゴリをいつ増やすかに関する決定権を奪う。第二に、終わりの決められていないリストは、曖昧な法律と同様の理由で問題がある可能性がある。つまり、それらは法的確実性のテストに合格せず、ヘイトクライムの社会的現実性を反映するやり方での実装が困難になるかもしれない。

3. 方針上の問題 3: 動機を定義すること—敵意または差別的な選択？

ヘイトクライムの一般的な概念では、加害者は肌の色や民族的、国家的出自や宗教の様な、被害者の特定の属性に向けた憎悪や敵意から行動する。時として、加害者は礼拝堂の様な属性を共有する人々に関連する財産を標的とする。しかしながら、これはヘイトクライムの必要条件ではない。いくつかのヘイトクライム法は単に加害者が何らかの保護属性によって被害者を意図的に選択することを要求する。このガイドでは、これらの二つの異なるヘイトクライム法を「敵意」モデルと「差別的選択」モデルと呼ぶ。

ヘイトクライム法案作成の他の選択肢と同様に、法律で使用されている言葉は、ヘイトクライムの犯罪分類に重要な違いをもたらす可能性がある。多くの国家はいずれかのモデルを故意に選択することなく法案を作成してきたかもしれない。モデルの選択が調査および検察のリソースに与える影響を念頭に置くことも重要である。この理由のため、解説は法律を敵意モデルまたは差別的選択モデルにする特定の形態の単語を強調している。

3.1 敵意モデル

敵意モデルにおいて、加害者は保護属性群のひとつに基づいた敵意や憎悪による犯行を犯していなければならない。幾つかの OSCE 参加国は特に憎悪や敵意、悪意などを必要とする法律を持つ^(※26)。それらは加害者が被害者に対する何らかの敵意から行動した証拠を必要とする。

(※26) ロシア連邦刑法 63 条、タジキスタン刑法 62 条、トルクメニスタン刑法 58 条(1)(f)、ウクライナ刑法 67 条、アルメニア刑法 63 条、アゼルバイジャン刑法 61 条などを参照。

例えば英国において、犯罪暴動法 1998 のセクション 28 は、加害者が敵意によって「実証」または「動機づけられて」いることを要求するが、法律は敵意の定義を規定していない。2002 年の調査によると、刑事司法制度のすべての分野に携わる人々は、「人種」を理由に犯罪がモチベーションを得るために必要な精神状態について、より多くの指導を求めていた^(※27)。

(※27)エリザベス・バーニー、ゲリー・ロス、「レイシスト犯罪—法律はどのように機能するか?」、ホームオフィスリサーチスタディ 2002年 244、17ページ、ホームオフィスウェブサイト<<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/hors2002.html>>

加害者のレイシスト的または敵意の動機の証拠が必要である法律は、ヘイトクライムの一般的な考えに従うかもしれないが、それはまた実施に対する障害をもたらすかもしれない。人々が実際に「憎悪」を感じるかどうかは高度に主観的な問題であり、法廷で証明することは難しいかもしれない。困難さは、犯罪の要素として同期の照明を必要とする他の犯罪がほとんどないという事実によって悪化する。

「敵意モデル」法の例—ベルギー、カナダ、ウクライナ

ベルギー刑法 377 条第 2 項は加害者の動機の一つが保護属性を持つ人に対する「憎悪や敵意、悪意」である場合、罰則強化を規定している。

カナダ刑法のセクション 718.2(a)は、判決を課する裁判所は次のような原則を考慮すべきであると規定している。(i) 犯罪が保護された特性に基づいて「バイアス、偏見または憎悪」によって動機づけられたという証拠。

ウクライナ刑法 67 条 (3) は、もし犯罪行為が「人種、国籍、宗教に基づく悪意や敵意に基づく」ものである場合、それらは罰則を課す目的を悪化させる状況を構成すべきであると規定している。

3.2 差別的な選択のモデル

差別的選択モデルにおいては、加害者は明白に保護属性により被害者を標的とするが、その犯罪を証明するために、実際の憎悪や敵意は必要ない。移民は警察に犯罪を報告しそうでないと考えて、移民を攻撃する加害者は、差別的な選択カテゴリに入るだろう。もう一つの形態の差別的選択は、仲間うちでは「ゲイバッシング」が普通であり地位向上と仲間への受け入れを達成できるという理由で同性愛者を襲撃する犯罪者があるだろう。

多くの国は、そのヘイトクライム法の中で、憎悪や敵意に言及していない。代わりにそれらのヘイトクライム法は犠牲者の保護属性「のせいで」とか「の理由によって」加害者が行動したことを必要とする。言い換えれば、法律は保護属性と加害者の行為との間の原因となる結びつきを要求するが、厳密な感情は特定されない。

敵意を特定しない法律の例—ブルガリア、デンマーク、フランス

ブルガリア刑法 162 条 (2) は、国籍、人種、宗教、政治的な有罪判決を理由に他人に暴行する者、他社の財産を損壊する者は三年までの懲役で罰せられるとしている。

デンマーク刑法セクション 81 (6) は、罰則強化の根拠をもし「犯罪行為が他者の民族的由来、宗教、性的指向の様なものに根ざす」と見られる場合...と規定している。

フランス刑法の 132 条 76(1)は、実際に与えられた民族集団、国、人種や宗教の一員であると思われるかどうかによって犯罪が行われた時、重罪や軽犯罪により被る罰則は増加すると規定している。

3.3 解説

これら二つのモデル間の違いは重要である。差別的選択法はより広範である。何故なら敵意を抱かずに被害者に関するステレオタイプな情報や偏見に基づいて犠牲者を選ぶ加害者に届くためである。幾つかの理由で、差別的選択法は実施が容易であり、ヘイトクライム法が避けようとする被害の種類に向き合う、より良い仕事をするかもしれない。

第一に、差別的選択法は犯罪の構成要素として憎悪が与えられることを要求しない。ヘイトクライム法が「敵意」を必要とするとき、それは、容疑者の精神状態を評価する法執行機関を必要とする。これは難しい作業であり、ほとんどの法執行機関は訓練を受けていない。

注目事例：ジョン・フォックス事件（アメリカ）

憎悪は必要ない？

犯人はゲイの男性を強盗の標的とした。なぜなら被害者は反撃せず警察に行くのを嫌うだろうと思ったからだ。被害者のマイケル・サンディは強盗未遂の間に逃げ出した。男は彼を追いかけたので、マイケル・サンディはハイウェイを横切り車にはねられ死亡した。裁判中、被告は、被害者に対して反ゲイの敵意を持っているという証拠がなかったため、ヘイトクライムに対して訴追することができないと主張した。裁判所はこの主張を却下した。裁判所は法律を「特定の属性による意図的な被害者の選択」以上のものを必要としていないと解釈した。

出典：844 N.Y.S.2d 627 (N.Y.Sup.2007).

第 2 に、加害者が憎悪や他の何らかの感情によって行動したかどうかに関わらず、被害者と被害者の所属するコミュニティのメンバーが受ける衝撃は通常同じである。加害者が何らかの保護属性が彼又は彼女を特別に攻撃しやすくしていると思いついたことにより標的とされた被害者は、加害者が実際にその属性を憎悪していることにより標的とされた犠牲者と同じトラウマを経験するだろう。被害者の観点からすれば、問題なのは彼又は彼女がそのアイデンティティの変更不能で基本的な側面のせいで選ばれたことである。

ヘイトクライム法が「憎悪」や「敵意」を要求する場合は、法執行機関と裁判所に対するこの感情を証明するのにどんな証拠が必要かつ十分かについてのガイダンスと訓練が役立つだろう。

4. 方針上の問題 4:付き合いや交友関係、(誤)認識の問題

幾つかの犯罪は個人に対して特定のグループとの関係のせいで行われる。この結びつきは特定のグループの構成員であることや、そこと付き合いがあることといった形を取るかもしれない。もしくは、個人的な関係や友人関係、婚姻関係などの様な、特定のグループのメンバーとの提携の形態をとるかもしれない。国際的および地域的手段は、結社の自由と私的生活を尊重する権利を保護する。

4.1 付き合いと交友関係

一部のヘイトクライム被害者は、彼ら自身が特定の保護属性を共有しているせいで選ばれたのではなく、それらを共有する他の人々との関係のせいでは選ばれる。その様な標的の例は多い。ベルギーのヘイトクライム法はハンス・バン・テムシエに対して最初に使われた。彼はスカーフを被ったアフリカ系トルコ人女性のオイラマータ・ニアンガドゥと彼女が面倒を見ている子供に対する猟銃射撃を行った。その子供、ルナ・ドロワートは、バン・テムシエと同じ民族集団に属していたが、彼女のベビーシッターのアイデンティティのせいで撃たれた^(※28)。

(※28) 「ベルギーの'人種殺人'により二人死亡」 2006年5月11日 BBC ニュースウェブサイト。

<<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/europe/4763655.stm>>、

「人種的な動機による犯行によりベルギー男性終身刑」 インターナショナルヘラルドトリビューン 2007年10月11日。

<<http://www.ihf.com/articles/2007/10/11/america/belgium.php>>

米国では異人種間のカップルや家族を対象とした犯罪がよく記録されている。同様に、フィンランドの調査では、ヘイトクライム事件の5分の1が「外国系の人と一緒にいる」または「配偶者が外国系である」民族的にフィンランド人の被害者が巻き込まれていることが判明した。^(※29)

(※29) 「ヘイトクライムレポートカード」 ヒューマン・ライツ・ファースト 2007n.87

<<http://www.humanrightsfirst.org/discrimination/hate-crime/index.asp>>

4.2 認識間違い

加害者はまた、特定のグループの構成員であるとの誤解によって被害者を選択するかもしれない。例えば、チェコ共和国にて、ロマと間違えられたトルコ人男性がスキンヘッド集団に襲撃され殺された事件があった^(※30)。ドイツでは、16歳のマリヌス・ショーベール少年が、彼のことをユダヤ人だと信じた攻撃者によって拷問され殺された。彼の死体は4ヶ月後にゴミ捨て場に埋められているのが発見された^(※31)。米国では、9.11に続いて、イスラム教徒に対する「反感」犯罪の波が押し寄せた。被害者の中には、シーク教徒、ヒンドゥー教徒、ラテン系の人々が含まれた。何故なら、加害者達が彼らをイスラム教徒だと思い込んだからだ^(※32)。似たようなアイデンティティの誤解による事件が2005年7月7日のロンドン爆弾事件の後に起こっている^(※33)。

(※30) 「イギリスのイベントでのERRCプレスリリース」、欧州ロマ権利センターウェブサイト 1997年10月22日

<www.errc.org/cikk.php?cikk=140>。

(※31) リズ・フエケタ、「若者はユダヤ人だと思われて殺された」 IRR ニュース、人種関連研究機関 2003年2月1日

(※32)「我々は敵ではない:アラブ人、イスラム教徒、そしてアラブ人やイスラム教徒であると見られた人々に対する9.11後のヘイトクライム」ヒューマンライツ・ウォッチ 2002年11月33ページ
<www.hrw.org/reports/2002/usahate/usa1102.pdf>.

(※33)ファウジャ・シンフ「デンマークのシーク教徒達がロンドン爆弾事件の反感を感じる」パンシックウィークリー
2005年7月17日<www.panthic.org/news/124/ARTICLE/1553/2005-07-17.html>.

4.3 解説

被害者が実際に保護集団の構成員であることを要求するヘイトクライム法とモニタリングシステムは、これらのカテゴリの犯罪を取り込めないだろう。例えばフィンランドにおいて、「人種、肌の色、国籍や民族的背景に関して攻撃者と異なる」人に対して行われたなんらかの犯罪を警察は「人種差別的な事件」として記録することを要求されている^(※34)。フィンランドの警察学校は、この指導は、「個人がマイノリティグループのメンバーであると認識されたことを理由に被害を受けた場合、およびそれらの事件がマイノリティのメンバーとの交流や支援によって動機づけられた個人や団体への攻撃を含む事件を除外する」として反対している。^(※35)

(※34)「ヘイトクライムレポートカード」ヒューマン・ライツ・ファースト 2007、22ページ。

<<http://www.humanrightsfirst.org/discrimination/hate-crime/index.asp>>.

(※35)同書。

関連、所属、および認識（の誤り）に関する法律の例 - 英国、フランス、ハンガリー

英国の犯罪暴動法 1998 のセクション 28 は、もし加害者が被害者に対して、被害者の属する又は属すると推定される人種もしくは宗教的グループに基づく悪意の示威行為であるなら、罪状は人種的に重くなると規定している。「メンバーシップ」にはそのグループのメンバーとの交流関係を含む。「推定された」の意味は、加害者による推定。

フランス刑法 132 条 76 は、犯罪が「実際にまたは推定のもとで」犠牲者が〔保護グループ〕の一員であることにより行われた場合、負わされる罰則は重罰化する。

ハンガリー刑法 174 条 B は、保護グループの一員であることのために別の人間を暴行する者は、「事実か推定かに関わらず」、重罪をおかしていると規定している。

保護された特性を共有するグループに所属しているか関連している人は、ヘイトクライム法に含めるカテゴリとして見落とされやすい。それ故に、ヘイトクライム法はまた他の人々を保護グループのメンバーとの交友を理由に攻撃する者を罰するべきである。

同様の理由で、被害者の実際のアイデンティティについての「事実の誤解」（例えば間違っ信じ込まれた犠牲者のアイデンティティ）は、犯罪がヘイトクライムとして分類・起訴されるのを妨げるべきではない。ほとんどのヘイトクライム法は、加害者の動機に関して、そして被害者の実際の状況に関してではなく起草される。その様な被害者のカテゴリを含め損なうことは、ヘイトクライム法の価値を弱くし、効果的な運用を阻害する。

5. 方針上の問題 5:どんな証拠が必要なのか、そしてどの程度の動機が必要とされるのか?

5.1 動機の証拠とは何か?

全ての刑事犯罪と同様に、刑法の特定の条項の下で告訴するかどうかの決定は、証拠の入手可能性に依存する。ヘイトクライムとして起訴するかどうかは、バイアスがかかった動機を証明する十分な証拠があるかどうかによる。犯罪の本質、法執行組織による調査の質、そして証拠に関する何らかの憲法上または法律上の規定は、全て最終的な決定に影響する。

いくつかの犯罪において、攻撃の本質は、それがバイアスによって動機づけられていることを示す。例えば、北フランスの軍人墓地でイスラム教徒の墓に落書きをした者は、イスラム教について侮蔑的な落書きを残し、墓石の頭部から豚の首を吊り下げた^(※36)。多くの場合、ヘイトクライムの容疑者は、攻撃中または攻撃の直後に声明を出し、その動機を明らかにする。

(※36) 「北フランスで破壊者たちはイスラム教徒の墓を冒瀆した」 インターナショナルヘラルドトリビューンウェブサイト 2008年4月6日
<<http://www.iht.com/articles/2008/04/06/europe/france.php>>

注目事例:女生徒刺傷事件 (ロシア)

加害者達には鉤十字を描くのに十分な時間があった。

2006年5月25日、9歳のリリアン・シソコは、彼女が自宅のあるアパートの建物に入ろうとすると、首と耳を二人の男性に刺された。リリアンはロシア人とアフリカ人を両親に持っていた。彼女は入院したが、一命をとりとめた。彼女の母親は、加害者達は「鉤十字と”スキンヘッド団...我々がやった”と読める落書きをする十分な時間があった」と言った。2006年5月には、ネオナチのメンバー達がシソコの刺傷と他の暴力的ヘイトクライムに関連して逮捕された。

出典: ボール・ルジャンドル、「包囲されるマイノリティ:セントペテルスブルグ事件」 ヒューマン・ライツ・ファースト 2006年6月26日号6ページ。

他のケースでは、バイアスがかかった動機はより分かりづらい形になり、さらに深い調査が必要となるだろう。警察は、加害者の声明や友人・隣人への告白、スキンヘッドやネオナチグループとの関わり、さらには読む雑誌や本、聴く音楽、映画やインターネットサイトなどに対する嗜好について学ぶべきかもしれない。

いくつかの国は、バイアスがかかった動機を立証し、一時的な制約を課するのに利用し得る証拠の種類を記述するヘイトクライム法を持つ。

フランスと英国のヘイトクライム法における証拠規定

フランス刑法は、示された民族集団、国家、人種や宗教の一員である又はないなどの理由による、もしくは実際または推定上の性的指向を理由とした「犯罪に犠牲者又は犠牲者の属する集団の名誉または評判を損なう性質の書面、声明、イメージ、物や行動が、先行、付随、または続く」時に悪化する状況は立証されると規定する。132条76及び132条77

英国犯罪暴動法セクション28は、犯罪が人種的宗教的に悪化することを発見するに至る証拠についての幾つかのガイダンスを規定している。「犯罪が行われた時、またはその直前直後に、加害者が犯罪の被害者に向け、被害者の人種的または宗教的グループへの所属（またはその推定）に基づく敵意を示す...」

注目事例:クラウン対ポール・テイラー（英国）

鉤十字を彫るために使われた殺人武器

2005年7月28日の夜、アフリカ系カリビアン人のティーンエイジャーであるアンソニー・ウォーカーと彼の従兄弟はイギリスのマージーサイドの公園で二人の男に追われた。男達のうち一人のポール・テイラーはアンソニーの頭蓋奥深くピッケルを打ち込み殺した。裁判では、従兄弟がその男が人種差別的な悪口で彼らを嘲ったと証言した。近くのパブの経営者は、以前テイラーがナイフを誇示しながら「誰かが今夜これを食らうだろう」と言っているのを見たと言言した。パブの調査では、鉤十字とテイラーのニックネームがアンソニーを殺した同じピッケルでパブの看板に刻まれていたのが明らかになった。裁判所は攻撃が人種差別的な動機によるものであると判断した。テイラーは懲役23年の刑で収監され、攻撃に着手し殺人の道具を渡した彼の共犯者は、17年の刑を宣告された。

出典：「有毒な「人種差別的殺害」の重大な判決」、タイムズ・ウェブサイト、2005年12月1日 "ウォーカー殺害：起訴事件"、BBC、2006年11月16日。

注目事例：ティボー・パーキ殺人事件（チェコ共和国）

人種差別的な罵倒が攻撃の最中になければならないか？

1995年5月13日、ティボー・パーキというロマの男が自宅で野球のバットを持ったスキンヘッドの男達に滅多打ちにされた。攻撃者達は前に、彼らが「ジプシーを攻撃に行く」と言っていたのを聞かれている。第一審では、攻撃者達は攻撃中にいかなる人種差別的な罵倒も発しなかったため、人種差別的な動機は無いと裁定した。裁判官は次のように宣告した。「襲撃を通じて、（主犯の男）は無口だった。そして、人種差別的な動機がうかがえるいかなる暴力的な言葉も叫ばなかった」控訴審では、控訴裁判所は、人種差別的な動機が存在し、主犯の判決を13年間延長する判決を下した。

出典：「1996年チェコ共和国第2次定期報告書」 CERD/C/289/Add.1 para.41-42; 「チェコ共和国のロマ：彼ら自身の国の外人」 ヒューマンライツ・ウォッチ 1996年6月1日

5.2 混ぜ合わさった動機

動機の証明の一般的な問題に加えて、ヘイトクライムはしばしば混ぜ合わさった動機という特別な問題を提示する。混ぜ合わさった動機は、加害者が犯行のための一つ以上の理由を持っていたことを意味する。

被害者のグループへの憎悪によって加害者が純粹に動機づけられる「典型的な」ヘイトクライムの一般的な概念があるが、ヘイトクライムの背後にある動機ははるかに複雑であることがある。調査はヘイトクライムがしばしば複数の動機を持つことを示して来た。「犯人はしばしば、彼ら自身の標的にするグループに対する態度と比較して、(特定のグループを格好の標的とするような社会規範を含む) 状況的要素によっても等しくまたはより強く影響される^(※37)。2004年の英国のグレートマンチェスターでの人種差別的な犯罪者の研究において、研究者は「レイシズムは確かに犯罪に対する動機の一部を形成するが、単独の動機としては非常に稀であり、ヘイトクライムのタイプとしては、人種差別的暴力の古典的なバージョンである^(※38)。

(※37)ルー・イン・ワン「憎悪の複雑さ」オハイオ州法学ジャーナル Vol.60、1999年、807ページ

(※38)ラリー・レイ、デイヴィッド・スミス、リズ・ワステル、「恥辱と怒りと人種差別的暴力」、英国犯罪学ジャーナル、Vol.44、2004年5月号、354～55ページ

注目事例：モハメド・パヴァイズ殺人事件（英国）

レイシスト発言は他の動機と結びついている。

2006年7月、パキスタン生まれのタクシードライバーのモハメド・パヴァイズは、6人の白人のティーンエイジャー達により車から引き出され、死ぬまで石を投げられ叩かれた。彼らは攻撃の間中、人種差別的な罵倒を叫んでいた。殺人は数週間前の出来事に対する復讐として計画されていた。その時パヴァイズはアジア人男性達のグループを率いて二つの対立するギャンググループの争いの場に行った。以前の言い争いの間、犯人の一人が所有するスクーターが破損した。検察官は、この事件を「主として復讐と報復によって動機づけられている」と記しているにもかかわらず、犯人達に人種差別的に悪化した殺人を課した。そのうちの4人は人種差別的な殺人で、他の2人は暴力傷害の有罪判決を受けた。

出典：「殺されたタクシー運転手”報復犠牲者”」、BBC ニュースウェブサイト、2006年11月21日、「ティーンエイジギャング殺人で有罪」クラウン検察サービスウェブサイト、2007年1月27日、「タクシードライバー殺人で懲役系の男達」、BBC ニュースウェブサイト、2007年2月20日

米国の判例法では、多くの法廷が、バイアスがかかった動機は犯罪の背後にある「実質的な要素」であるという要件を採用している。人種差別的な言葉の付随的な使用は、一般的に十分であると考慮されない。しかしながら、実質的な動機の要件は、複数の動機の可能性を除外しない。他の国々では、対照的に、バイアスがかかった動機は支配的であることが要求される。そのような要件の危険性は、混ぜ合わされた動機の面では、正確な比率やパーセンテージを計算することがとても難しいということだ。

関連する混ぜ合わさった動機の問題は分類に関係する。カナダでは、犯罪をヘイトクライムとして分類する際に、警察は幅広い基準を採用しているという調査結果があった。

トロント最大の警察部隊は単に被害者の保護属性に基づいて犯罪が行われた場合のみヘイトクライムとして分類するという「排他的定義」を使っていた。他の警察機関は、ヘイトクライムを偏見によって全体的または部分的に動機づけられたものとして定義した^(※39)。

(※39)「日常の恐怖：欧米における暴力的ヘイトクライムの調査」ヒューマン・ライツ・ファースト、2005年9月、30ページ；ジュリアン・ロバーツ、「不均衡な損害：カナダのヘイトクライム：最近の統計分析」、1995年、http://www.justice.gc.ca/eng/pi/rs/rep-rap/1995/wd95_11-dt95_11/index.html

複合動機法の例—ベルギー、英国、カリフォルニア（米国）

ベルギー刑法377条2項はもし「犯罪の動機の一つ」が個人の保護属性を理由とした憎悪、軽蔑、または敵意である場合、罰則の上乗せを規定している。

英国の刑事裁判法2003のセクション146は、傷害または性的指向に関して、もし犯罪の動機が（全体または部分的に）(i) 特定の性的指向を持つ人に対する敵意による場合、(ii) 障害もしくは特定の傷害を持つ人に対する敵意による場合、罰則の上乗せを規定している。「加害者の敵意が、どの程度までそのパラグラフで言及されていない他の要因に基づいているかどうかは重要ではない」

カリフォルニア刑法セクション422.55及び422.56は、「ヘイトクライム」は全体もしくは部分的に、一つ以上の被害者の実際または推定上の保護属性を理由として行われる犯罪であると規定している。これは、他の理由が存在するかもしれないが、バイアスがかかった動機は、犯行理由でなければならないことを意味する。複数の動機が同時に存在するとき、禁止されたバイアスは特定の結果をもたらすための大きな要因でなければならない。バイアスが主要な要因である、または、犯罪が実際または推定上の特徴の為でなく犯罪が行われてはいないという要件は無い。

5.3 解説

動機調査には相当な警察の作業が必要となる。一容疑者の友人、隣人、職場の同僚へのインタビュー、容疑者宅での証拠獲得のための捜査令状の使用、インターネットサービスプロバイダへの召喚状、そして容疑者のヘイトグループへの入会もしくは関連を決定するための監視。証拠の獲得と承認のための手順はOSCE参加国の中でも様々であり、勿論それらは調査に影響するだろう。時には動機づけの手がかりは、慎重な犯罪現場の捜査や法医学的分析にある場合がある。

警察での自白や、友人への告白のような、バイアスがかかった動機の直接の証拠がない場合、裁判所は時として他の証拠からバイアスの存在を推量するかもしれない。従って、裁判所は犯行に正当な理由がない、集団間の敵意の歴史がない、軽蔑的侮蔑的な言葉が発せられていないなどの事実を検討するかもしれない。

一部のヘイトクライム法では、複数の動機を明示的に認めている。実際の言葉は異なるかもしれないが、これらの法律の効果はバイアスがかかった動機で犯されたすべての犯罪を法的に認知することにある。動機の証明の困難さと多くの犯罪者が複数の動機を有する現実を考えるなら、ヘイトクライム法は動機の混在を認めるべきである。バイアスが唯一の動機であることを要求するためには、ヘイトクライムとして犯される可能性のある犯罪の数、またはヘイトクライムの罰則強化が適用される可能性のある犯罪の数を大幅に制限する。さらには、混在動機の問題に直接対峙しない法律は、警察と検察の

中で様々な解釈を作り出すかもしれない。これは、ヘイトクライムとして分類・告発される犯罪の数の大きな差に繋がるかもしれない。

注目事例：民衆対シャッター（米国）

ロードレイジ？それともレイズム？

ハイウェイ上で目の前で急ハンドルを切られた後、ロナルド・ロビンソンは車を止め、外に出てドライバーと乗客に向かって近づいていった。加害者は、人種差別的な罵倒を叫びながら、ロビンソンをひどく殴った。一審ではこれは所謂「ロードレイジ」であるとの理由で民族的要素に対する脅迫の告発を棄却した。第一審は、ロビンソンの襲撃は、ハイウェイの事件によって引き起こされたものであり、人種差別ではないと判決を下した。控訴裁判所は、加害中に加害者による人種の侮辱の使用を特に強調して、民族脅迫の罪科を復活させた。「単なるロードレイジとして始まったかもしれない物が、民族的脅迫の行動へとエスカレートした。」

出典：265 Mich.App.423（2005年4月29日）

6. 法律制定者に対するキーポイント

このガイド全体を通して強調されているように、ヘイトクライム法は国ごとに異なり、国の歴史や経験に細心の注意を払って作成されるべきである。しかしながら、上手く機能するヘイトクライム法には必要な幾つかのキーポイントが有る。これらはこのパートで設けられた方針上の問題において議論されてきた。そして、法律制定者がヘイトクライム法を起草する際に利用できる幾つかのキーポイントに要約することができる。

キーポイント：

- ヘイトクライム法は、人々か財産のいずれかが被害を受けうることを認識すべきである。
- ヘイトクライム法は、その適用において対称的であるべきである。
- 裁判所は動機の証拠について熟慮する様に要求されるべきである。
- 裁判所は、罰則強化の適用または適用の理由を記録する必要がある。
- 各国は実質的なもの犯行と罰則強化の組み合わせを熟慮すべきである。
- ヘイトクライム法は個人のアイデンティティに対して変更不能または基本的な特徴を含むべきである。
- ヘイトクライム法は差別の社会的及び歴史的なパターンを認識すべきである。
- ヘイトクライム法は可視の、もしくは加害者が知りやすい特徴を含めるべきである。
- ヘイトクライム法は曖昧な、もしくは未定義の用語の使用を避けるべきである。
- ヘイトクライム法は広範囲の適用を確認するために、「人種」、民族、国家的由来、国籍の様な用語の組み合わせを使うべきである。
- ヘイトクライム法は特定の感情的状態、「憎悪」や「敵意」のようなものを要求するべきではない。

- ヘイトクライム法は、保護属性を有する集団との関係のあるまたは加入している被害者を保護すべきである。
- ヘイトクライム法は加害者が被害者のアイデンティティを誤解した場合の犯行も含むべきである。
- ヘイトクライム法は、加害者が時として複数の動機を持って犯行に及ぶことを認識すべきである。

最も包括的かつ整合性のある法律でさえ、施行されなければ立法府の狙いを達成することはできない。一旦ヘイトクライム法が制定されれば、その使用は監視され評価されなければならない。ヘイトクライムは起訴されているか？被告人は有罪宣告を受けているか？実際の使用についてどんな問題があるか？潜在的な被害者と潜在的な加害者はこの法律を知っているか？

ヘイトクライムに対する判決の重罰化は、長い一連の手続きの末にのみ行われるものである。加害者にとってヘイトクライム法の対象とするために、被害者は被害報告をしなければならず、警察は注意深くそれを捜査しなければならず、検察官はヘイトクライム罪で告訴しなければならず、裁判所は判決を下さねばならない。一連の手続きの踏み間違いは、ヘイトクライムと戦う機会を失うことを意味する。

パート 3

参考資料



Part III

RESOURCES

パート 3

OSCE

ODIHR は、ヘイトクライム法を有効活用する支援する多くの方法で、援助することが可能である。各国と市民社会がヘイトクライムや不寛容、差別と戦うのを支援するツール群は以下に列挙する。そしてまた、<http://tandis.odihr.pl>でも見つけることができる。

参加各国の為の ODIHR ヘイトクライムツールボックス

ツール	説明
ヘイトクライムと戦う為の法執行官訓練	ヘイトクライムを認識し捜査するための方法に注力した警官のための訓練法は、情報を共有し検察官や影響を受けるコミュニティと共に働くための技能と同様、警官のために警官によってデザインされ、配布される。現地警察の専門家と協力して、現地のニーズに合わせてトレーニングを調整する。
検察官の訓練（開発中）	このトレーニングは、法律の専門家な特定の要求と懸念に対して調整されており、ヘイトクライムの国際的検察専門家によって開発・配信されてきた。最初の意識向上の「エキスパートラウンドテーブル」と「高度なレベルのトレーニング」の2つのモジュールが利用できる。地元の法律、事例研究、国際的な法的枠組みは、両方のモジュールに統合されている。
イスラム教コミュニティのための国別リソースブック	このプロジェクトは、一連のイスラム教徒コミュニティの為、その教育による能力強化と意識向上活動のフレームワークの中で、国別のリソースブックの開発をサポートしようとしている。OSCE 地域にまたがるムスリム共同体の理解を促進し、社会における役割と貢献のより完全な概要を提供することを目的としている。リソースブックは、ジャーナリスト、政策立案者、公務員そして教育者の為の特定のツールとして設計されている。
ホロコーストと反ユダヤ主義についての教育における教育的アプローチのガイドラインと評価	既存のアプローチを評価し、OSCE 加盟国および市民社会によって、将来の努力を支援するためのの良い慣行を特定する包括的な研究（ホロコーストと反ユダヤ主義についての教育：教育アプローチの概要と分析）が作成された。それはまた、ホロコーストと反ユダヤ主義についての教えが強化される必要があるギャップと地域を明らかにする。包括的な勧告で、ホロコーストと反ユダヤ主義についての教育に関するカリキュラム開発の枠組みを提供する。

<p>ホロコースト追悼教育に対するガイドライン</p>	<p>ドキュメント「ホロコースト追悼日の準備：教育者達への提言」は、OSCE加盟12カ国からの最も良いやりかたを定義し提示することで、教育者達へ、ホロコースト追悼日を準備する方法を提案する。13の言語に翻訳されている。オーストリア、クロアチア、ドイツ、ハンガリー、イスラエル、リトアニア、オランダ、ポーランド、ロシア、スウェーデン、ウクライナ、英国の12か国から教育専門家とヤド・ヴァシヤム、ODIHRの協力で開発された。クロアチア語、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、リトアニア語、ポーランド語、ロシア語、セルビア語、スペイン語で、ODIHRのウェブサイトで見ることができる。</p>
<p>ホロコースト追悼日についての政府活動の概要。</p>	<p>ホロコースト教育、覚醒研究に関する国際協力の為の特別部隊と協力して、ODIHRはホロコースト記念日の政府活動の概要を国ごとに作成した。このドキュメントは、OSCE参加各国で行った、追悼の異なる形態に関する情報を持ち、公務員の良い慣行の交換を円滑にする様デザインされている。ドキュメントは英語で書かれており、ODIHRのウェブサイトで閲覧可能である。</p>
<p>反ユダヤ主義について教える為の教材</p>	<p>OSCE参加7カ国で開発された教材。教材は、アンネフランクハウスと7カ国の専門家達の緊密な協力を得て開発された。各国の歴史的そして現在の状況に基づいた国別適応が開発され、試行された。教材は三つの部分から構成され、パート1は反ユダヤ主義の歴史、パート2は現代の反ユダヤ主義の形態、そしてパート3では反ユダヤ主義を他の差別の視点に置いている。教材には教師用のガイドが付属する。この教材は、最近、新たに加盟した三つの参加国に適応した。</p>
<p>反ユダヤ主義に向き合う教育の為のガイド：何故、そしてどうやって？</p>	<p>ヤド・ヴァシヤムと様々なOSCE参加国からの専門家の協力を得て、ODIHRは今日の反ユダヤ主義の出現の概要を教育者達に提供するガイドを作製した。それはまた、教室での反ユダヤ主義の表明に対応する方法に関する提案を提供する。このドキュメントはODIHRの英語版Webサイトで閲覧可能であり、2008年には他の言語に翻訳されている。</p>
<p>市民登録を通じたロマの地域参加の強化</p>	<p>「全ての人のための機会均等」プロジェクトは、ロマが市民文書入手することを支援することで、旧ユーゴスラビア共和国のマケドニア共和国に住むロマの、公的かつ政治的生活への参加の増加を目的として立ち上がった。その狙いは、ロマのグループの中で市民としての責任感を刺激し、ロマと市民登録に対する責任を持つ地方自治体間の地域レベルの協力のモデル開発を円滑にすることである。</p>
<p>寛容と非差別の情報システム (TANDIS)</p>	<p>2006年10月に公開ウェブサイトが開設され、以下の1点のアクセスが可能となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> • OSCE参加国、NGO、その他の組織からの情報。 • 国ごとのイニシアチブ、法律、国内専門機関、統計およびその他の情報へのアクセスを提供する国別ページ。 • 異なる重要な問題に関連する情報を持つテーマ別ページ。 • 国際基準と道具。 • 国別報告書および年次報告書を含む政府間組織からの情報 • 寛容と差別のない問題に関連する今後の出来事についての情報。

市民社会の為の ODIHR のヘイトクライムツールボックス

ツール	説明
憎悪に動機付けられた暴力に対するファシリテーターのカリキュラムとトレーナーと専門家のネットワーク	憎悪を動機とする暴力に関する市民社会の為のリソースガイドの仕上げ OSCE 地域におけるヘイトクライムの防止と対応策について、市民社会のためのトレーニングセミナー組織化。
憎悪を動機とする暴力とインターネット上のヘイトスピーチの為の苦情窓口	ODIHR は、監視活動を開始し、憎悪を動機とする暴力やインターネット上のヘイトスピーチに関する苦情窓口の設立において、NGO を支援する。
NGO 会議及び会合	ODIHR は、市民社会代表者に OSCE と加盟国に対する勧告案を提出する機会を与えるために、NGO に対してテーマ別の会合と準備会議を開催し支援する。
関連する NGO 情報へのアクセス	ODIHR は HuriSearch を通じて人権 NGO による知見やレポートへのアクセスを提供する為に、HURODOCS ^(※40) と戦略的パートナーシップを持っている。HuriSearch は 4500 を超える人権 NGO ウェブサイトへの検索リンクである。HuriSearch は、ODIHR の TANDIS (寛容および非差別情報システム) ウェブサイトの一部として統合されている。 < http://tandis.odihr.pl >. (※40)国際人権情報と文書システム (Human Rights Information and Documentation Systems International,) < http://www.huridocs.org >.
ネットワークに対するサポートと連合の創出	ODIHR は、市民社会ネットワークの発展と、ODIHR の任務に関連する問題に関する新しい連合の創設を支援する。

Other OSCE Resources

1. OSCE 閣僚理事会決議 OSCE Ministerial Council Decisions Nos. 4/03, 12/04, 13/06:
<www.osce.org/mc/documents.html>
2. OSCE 常設理事会決議 OSCE Permanent Council Decision Nos. 607 and 621:
<www.osce.org/pc/documents.html>
3. OSCE-ODIHR の立法データベース OSCE-ODIHR's legislative database
 - a 英語: <http://www.legislationline.org>
 - b ロシア語: <<http://www.legislationline.org/ru>>

4. OSCE 少数民族高等弁務官 OSCE High Commissioner on National Minorities:
<<http://www.osce.org/hcnm>>
5. 「OSCE 地域におけるヘイトクライム：事件と対応、2007 年年次報告書」
“Hate Crimes in the OSCE Region: Incidents and Responses, Annual Report 2007”,
OSCE-ODIHR,2008: <http://www.osce.org/documents/odihr/2008/10/33851_en.pdf>
6. 「OSCE 地域におけるヘイトクライム：事件と対応、2006 年年次報告書」
“Hate Crimes in the OSCE Region: Incidents and Responses, Annual Report 2006”,
OSCE-ODIHR, 2007: http://www.osce.org/odihr/item_11_26296.html
7. 「OSCE 地域におけるヘイトクライムとの闘い：統計、法律、国家イニシアチブの概要」
“Combating Hate Crimes in the OSCE Region: An Overview of Statistics, Legislation, and National Initiatives”, OSCE-ODIHR, 2005: http://www.osce.org/odihr/item_11_16251.html

国際的かつ地域的な手段

1. あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約
International Convention on the Elimination of all Forms of Racial Discrimination:
<www2.ohchr.org/English/law/cerd.htm>
2. 人種差別撤廃委員会 (CERD)
Committee on the Elimination of Racial Discrimination (CERD):
<www2.ohchr.org/English/bodies/cerd>
3. 人種差別撤廃委員会の一般的な勧告（特に、刑事司法制度の管理と機能における人種差別の防止に関する一般勧告 31、民族に基づく組織的暴力に関する一般勧告 15)
General Recommendations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination (especially General Recommendation 31 on the prevention of racial discrimination in the administration and functioning of the criminal justice system and General Recommendation 15 on organized violence based on ethnic origin):
<www2.ohchr.org/English/bodies/cerd/comments.htm>
4. 市民権および政治的権利に関する国際規約
International Covenant on Civil and Political Rights:
<www2.ohchr.org/English/law/ccpr.htm>
5. 宗教または信念に基づくすべての不寛容と差別の撤廃に関する宣言
Declaration on the Elimination of All Forms of Intolerance and of Discrimination Based on Religion or Belief:
<www2.ohchr.org/English/law/religion.htm>
6. 人権と基本的自由の保護のための欧州条約

European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms:
<<http://conventions.coe.int/treaty/en/treaties/Html/005.htm>>

7. マイノリティ保護のための欧州枠組み条約協議会
Council of Europe's Framework Convention for the Protection of National Minorities:
<<http://conventions.coe.int/treaty/en/treaties/Html/157.htm>>
8. 人種主義と不寛容（欧州共同体）の一般政策に関する勧告（特に人種差別や人種差別に対抗する国内法に関する第7号、ポリシングにおける人種差別と人種差別との戦いに関する第11号）
European Commission against Racism and Intolerance (ECRI) General Policy Recommendations Nos. 1-11 (especially No. 7 on national legislation to combat racism and racial discrimination and No.11 on combating racism and racial discrimination in policing):
<www.coe.int/t/e/human_rights/ecri/1-ecri/3-general_themes/1Policy_Recommendations/_intro.asp#topOfPage>
9. 刑法による人種差別と外国人嫌悪の特定の形式と表現に対抗するための欧州連合の枠組み決定（2008年11月28日）
European Union Framework Decision (28 November 2008) on combating certain forms and expressions of racism and xenophobia by means of criminal law:
<<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/08/st16/st16351-re01.en08.pdf>>
10. アメリカ人権協定
American Convention on Human Rights:
<www.hrcr.org/docs/american_Convention/oashr.html>

書誌

政府機関、国際機関、NGO 出版物

1. 「OSCE 地域におけるヘイトクライム：事件と対応」、OSCE/ODIHR 年次報告書 2006,2007 “Hate Crimes in the OSCE Region: Incidents and Responses”, OSCE/ODIHR, Annual Reports 2006, 2007, available at
<www.osce.org/odihr/item_11_26296.html>
2. 「EU 加盟 15 か国における人種差別的暴力」欧州人種差別及び外国人排斥監視センター、2005年4月 “Racist Violence in 15 EU Member States”, European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia (EUMC), April 2005, available at <<http://fra.europa.eu/fra/material/pub/comparativestudy/CS-RV-main.pdf>>
3. 欧州連合 (EU) 基本権庁「2008 年次報告書」“Annual Report 2008”, European Union Agency for Fundamental Rights, available at
<http://fra.europa.eu/fra/material/pub/ar08/ar08_en.pdf>

4. 「人種差別暴力に関する国家分析報告書」“Analytical Country Reports on Racist Violence,” EUMC, available at <http://fra.europa.eu/fra/index.php?fuseaction+content.dsp_cat_content&catid+425e247c33486>
5. 「欧州評議会における「民族的」統計とデータ保護：調査報告書」、人種差別主義と不寛容に関する欧州委員会‘Ethnic’ statistics and data protection in the Council of Europe countries: Study Report”, European Commission against Racism and Intolerance (ECRI), November 2007, available at <www.coe.int/t/e/human_rights/ecri/1-ECRI/Ethnic%20statistics%20data%20protection.pdf>
6. 国別モニタリングレポート、人種差別主義と不寛容に対する欧州委員会 Country by Country Monitoring Reports, European Commission against Racism and Intolerance (ECRI), 1999-2008, available at <[www.coe.int/ t.e.human_rights.ecri/4-Publications/1default.asp#topOfPage](http://www.coe.int/t/e.human_rights/ecri/4-Publications/1default.asp#topOfPage)>
7. 「ヨーロッパにおけるレイシズム：影の報告」人種差別主義に対する欧州ネットワーク、“Racism in Europe: Shadow Reports”, European Network Against Racism, 2001-2006, available at <http://www.enar-eu.org/?Page_Generale.asp?DocID=15294&la+1&langue=EN>
8. 「ヘイトクライム報告カードと調査」、ヒューマン・ライツ・ファースト “Hate Crime Report Card and Survey”, Human Rights First, 2007, available at <[www.humanrightsfirst.org/discrimination/hate-crime/ index.asp](http://www.humanrightsfirst.org/discrimination/hate-crime/index.asp)>
9. マイケル・マクリントック 「日常の恐怖：ヨーロッパと北アメリカにおける暴力的ヘイトクライムの調査」、ヒューマン・ライツ・ファースト、2005年 McClintock, Michael, “Everyday Fears: A Survey of Violent Hate Crimes in Europe and North America”, Human Rights First, 2005, available at <www.humanrightsfirst.org/discrimination/pdf/everydayfears-080805.pdf>
10. ポール・ルジャンドル、「包囲下の少数派：ロシア連邦におけるヘイトクライムと不寛容」、ヒューマン・ライツ・ファースト、2006年 LeGendre, Paul, “Minorities Under Siege: Hate Crimes and Intolerance in the Russian Federation”, Human Rights First, 2006, available at <www.humanrightsfirst.info/pdf/06623-discrim-Minorities-Under-Siege-Russia-web.pdf>
11. ポール・ルジャンドル、「セントペテルスブルグの事件」、ヒューマン・ライツ・ファースト、2006年 LeGendre, Paul, “The Case of St. Petersburg”, Human Rights First, 2006, available at <www.humanrightsfirst.info/pdf/06623-discrimMinorities-Under-Siege-St-Pete-web.pdf>

12. 「我々は敵ではない：9月11日以降、アラブ人、イスラム教徒、アラブ人またはイスラム教徒と認識される人に対するヘイトクライム」 ヒューマンライツ・ウォッチ、2002年
“We are Not the Enemy: Hate Crimes against Arabs, Muslims, and Those Perceived to be Arab or Muslim after September 11”, Human Rights Watch, 2002, available at
<www.hrw.org/reports/2002/usahate/usa1102.pdf>
13. 「人種差別罪と宗教犯罪の訴追に関するガイダンス」、クラウン検察サービス
“Guidance on prosecuting cases of racist and religious crime”, Crown Prosecution Service, available at
<www.cps.gov.uk/Publications/prosecution/rrpbcropol.html>
14. 「人種差別犯罪者と宗教犯罪 - CPS 訴追方針」、クラウン検察サービス、“Racist and religious crime – CPS prosecution policy”, Crown Prosecution Service, available at
<www.cps.gov.uk/publications/prosecution/rrpbcbook.html>
15. 「ヘイトクライム法」、名誉毀損防止同盟
“Hate Crime Laws”, Anti-Defamation League, available at
<www.adl.org/99hatecrime/print.asp>
16. アレクサンダー・バークホブスキー、「反過激主義立法及びその執行」 ソーヴァセンター2007年9月19日
Alexander Verkhovsky, “Anti-Extremist Legislation and its Enforcement”, Sova Center, 19 September 2007, available at
<<http://xeno.sova-center.ru/6Ba2468/6BB4208>>